

令和6年度

若狭の健康福祉

(事業概要)



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

目次

第1編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要	- 1 -
1 管内の概況	- 1 -
2 組織機構	- 1 -
3 沿革	- 2 -
4 定例業務	- 3 -
5 運営協議会	- 3 -
第2編 主要指標	- 4 -
第1章 人口静態	- 4 -
1 管内人口の動向	- 4 -
(1) 管内総人口	- 4 -
(2) 管内年齢別人口	- 5 -
(3) 管内・市町別年齢3区分別人口	- 5 -
第2章 人口動態	- 7 -
1 人口動態総覧	- 7 -
2 出生	- 9 -
3 死亡	- 10 -
第3編 福祉	- 12 -
第1章 生活保護	- 12 -
1 生活保護の現状	- 12 -
第2章 生活困窮者自立支援	- 14 -
第3章 児童福祉	- 15 -
1 児童福祉施策の状況	- 15 -
(1) 保育対策等	- 15 -
(2) 子育てマイスター	- 16 -
2 家庭相談の状況	- 16 -
第4章 障がい者福祉	- 18 -
1 身体障がい者の状況	- 18 -
2 特別障害者手当等の支給	- 19 -
3 福祉のまちづくり	- 19 -
(1) 福祉のまちづくり条例	- 19 -
(2) ハートフル専用パーキング利用証制度	- 19 -
(3) バリアフリー表示証制度	- 20 -
第5章 母子・父子・寡婦福祉	- 21 -
第6章 女性福祉	- 22 -
第4編 保健	- 23 -
第1章 感染症	- 23 -
1 感染症法の現状	- 23 -
2 感染症対策	- 23 -
(1) 感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施	- 23 -

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況	- 24 -
(3) エイズ・肝炎対策	- 25 -
(4) 福井県肝炎治療特別促進事業	- 25 -
(5) 情報発信	- 26 -
(6) 感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)	- 26 -
(7) 感染症に関する連携会議	- 27 -
(8) 新型コロナウイルス感染症	- 27 -
第2章 結 核	- 28 -
1 結核対策の現状	- 28 -
2 結核対策事業	- 29 -
(1) 結核健康診断	- 29 -
(2) 新登録結核患者発見方法	- 30 -
(3) 結核患者訪問指導	- 30 -
(4) 結核患者地域DOTS事業の状況	- 31 -
第3章 難 病	- 32 -
1 難病対策の実施状況	- 32 -
(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）	- 32 -
(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業	- 32 -
(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業	- 32 -
(4) 特定疾患患者相談事業	- 33 -
(5) 難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）	- 33 -
(6) 重症難病患者在宅療養支援事業	- 34 -
(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	- 34 -
(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援	- 34 -
(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業	- 34 -
第4章 精神保健	- 35 -
1 精神保健福祉の動向	- 35 -
2 精神保健福祉相談	- 36 -
3 ひきこもり対策	- 37 -
4 ネットワーク体制の整備	- 37 -
5 自殺対策	- 37 -
(1) 管内の状況	- 37 -
(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会	- 38 -
第5章 母子保健	- 40 -
1 医療給付	- 40 -
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	- 40 -
(2) 特定不妊治療費助成事業	- 40 -
2 人工妊娠中絶	- 41 -
3 母子保健相談実施状況	- 41 -
4 先天性代謝異常等検査事業	- 42 -

5	育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）	- 42 -
6	母子保健支援事業	- 43 -
7	福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム	- 43 -
8	市町における母子保健事業	- 44 -
	（1）1歳6ヵ月児健康診査	- 44 -
	（2）3歳児健康診査	- 44 -
第6章	健康増進	- 45 -
1	健康づくりの推進	- 45 -
	（1）食環境整備	- 45 -
	（2）食品表示の適正化（健康の増進に関する表示）	- 45 -
	（3）食生活改善推進員による活動	- 45 -
	（4）運動習慣の推進	- 46 -
2	がん対策	- 46 -
	（1）がん検診受診率	- 46 -
	（2）がん検診受診促進キャンペーン	- 46 -
3	受動喫煙防止、禁煙支援対策	- 47 -
4	若狭地域・職域連携推進協議会	- 47 -
5	給食施設指導・支援、市町支援	- 47 -
	（1）給食施設指導	- 47 -
	（2）給食施設および市町に対する支援	- 48 -
	（3）「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進	- 49 -
第7章	歯科保健	- 50 -
1	歯科保健対策の現状	- 50 -
2	市町における歯科保健事業	- 50 -
第5編	医療	- 51 -
第1章	医療対策	- 51 -
1	医務関係業務	- 51 -
	（1）地域医療の推進	- 51 -
	（2）嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会	- 51 -
第2章	薬事	- 53 -
1	薬事関係業務	- 53 -
	（1）医薬品および毒物劇物対策	- 53 -
	（2）献血状況	- 53 -
	（3）薬物乱用防止対策	- 54 -
第6編	環境衛生	- 55 -
第1章	食品衛生	- 55 -
1	食品衛生法に基づく施設数	- 55 -
	（1）営業許可を要する施設	- 55 -
	（2）届出を要する食品関係施設	- 58 -
	（3）福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数	- 59 -

2	食中毒発生状況	- 59 -
3	衛生教育実施状況	- 59 -
4	ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数	- 59 -
5	調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況	- 60 -
6	食品等の収去検査状況	- 61 -
第2章	動物愛護・狂犬病予防	- 62 -
1	動物愛護関係業務	- 62 -
2	狂犬病予防関係業務	- 62 -
第3章	環境衛生	- 63 -
1	生活衛生営業施設	- 63 -
2	廃棄物	- 63 -
(1)	産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）	- 63 -
(2)	産業廃棄物処理施設	- 64 -
(3)	廃棄物の不適正処理防止	- 64 -
3	自動車リサイクル法	- 65 -
4	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理	- 65 -
5	浄化槽	- 65 -
6	飲料水	- 66 -
7	その他（特定建築物、墓地等、温泉）	- 66 -
第4章	環境保全	- 67 -
1	公害防止関係法令届出状況	- 67 -
2	環境調査、行政検査実施状況	- 67 -
3	公害苦情	- 68 -
第7編	地域活動の支援	- 70 -
第1章	研修	- 70 -
1	地域保健福祉環境関係職員研修事業	- 70 -
2	若狭地域保健研究会	- 70 -
第2章	介護保険	- 72 -
1	介護保険制度の現状	- 72 -
2	地域包括支援センター連絡会	- 73 -
3	介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援	- 73 -
第3章	臨床医師研修	- 74 -
第4章	看護系大学の公衆衛生看護学実習等	- 74 -
第5章	医学生の臨床実習	- 74 -
第6章	栄養士の臨床実習	- 74 -
第8編	健康危機管理	- 75 -
第1章	健康危機管理対策	- 75 -
1	健康危機管理対策の現状	- 75 -

職 種 別 職 員 配 置 表 (R6.9.1)

課室別 \ 職種別	事務 吏員	医 師	薬 剤 師		獣 医 師	化 学	管理 栄養 士	診療 放射 線技 師	保 健 師	福 祉 心 理	嘱 託 医 師	自立 支援・ 相談員	(兼) 動物 管理員	合 計
所 長	-	-	-		-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
医 幹	-	(1)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)
次 長	-	-	-		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域支援室	3	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
福 祉 課	2	-	-		-	-	-	-	-	1	(1)	3	-	6(1)
地域保健課	-	-	-		-	-	1	(1)	7	-	(1)	-	-	8(2)
環境衛生課	-	-	3		1	1	-	-	-	-	-	-	-	5
合 計	5	(1)	4		2	1	1	(1)	8	1	(2)	3	-	25 (4)

※ () は非常勤嘱託、兼務職員で外数。

3 沿革

福 井 県 小 浜 保 健 所 沿 革		福 井 県 若 狭 福 祉 事 務 所 沿 革	
昭和 15 年 12 月	小浜町鹿島に敦賀・三方・遠敷・大飯の 4 郡を管轄区域として小浜保健相談所を開設。		
昭和 19 年 2 月 9 日	遠敷郡を管轄区域として小浜保健所を開設。		
昭和 20 年 3 月 31 日	旧高浜警察署旧庁舎跡に大飯郡を管轄区域として高浜保健所を開設。		
昭和 25 年 3 月 31 日	高浜保健所を吸収して小浜保健所とし、高浜支所を置き、小浜町・遠敷郡・大飯郡を管轄。	昭和 26 年 10 月 1 日	若狭地方事務所民生課として発足。
昭和 28 年 10 月 10 日	小浜保健所に総務・保健予防課の 2 課を設置。	昭和 31 年 2 月 1 日	若狭事務所福祉課に名称変更。
昭和 35 年 6 月 1 日	新たに衛生課を設置し 3 課制。	昭和 37 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所として独立。民生・保護の 2 課制。
昭和 47 年 10 月 10 日	小浜保健所高浜支所を廃止。	昭和 48 年 4 月 1 日	若狭家庭児童相談室を併設。
昭和 50 年 7 月 7 日	小浜市四谷町に新築移転。(現在地)	昭和 49 年 4 月 1 日	総務課新設。3 課制。
平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局小浜保健所に名称変更。	昭和 57 年 4 月 1 日	総務課廃止。民生・保護の 2 課制。
平成 9 年 4 月 1 日	衛生課を生活衛生課、保健予防課を健康増進課に名称変更。	平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局若狭福祉事務所に名称変更。
平成 10 年 4 月 1 日	福祉保健推進室を設置(若狭福祉事務所職員 1 名が兼務。室長は総務課長が兼務。)	平成 9 年 4 月 1 日	民生課を地域福祉課に名称変更。
福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター沿革			
平成 12 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所と小浜保健所を組織統合し、嶺南振興局若狭健康福祉センターを設置。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課の 1 室 3 課体制。		
平成 22 年 4 月 1 日	健康増進課を地域保健課に名称変更。(保健医療 G と健康増進 G の 2 グループ体制)		

4 定例業務

(R6. 4. 1 現在)

内 容	日 程	時 間
育 児 不 安 解 消 相 談 (かるがものお部屋)	毎月第4火曜日	13:30～15:30
精神保健相談(精神科医師)	毎月第1・3火曜日 (予約制)	9:30～11:30
エイズ・肝炎検査、相談	毎月第1・3月曜日	9:00～10:30
身体・知的障がい者(児)相談	月 ～ 金 曜 日	8:30～17:15
生活困窮者就労相談	火・木・金曜日	9:00～17:15
女 性 相 談	月・木・金曜日	9:00～17:15
家 庭 児 童 相 談	月・火・金曜日	9:00～17:15
母子(父子)・寡婦相談	月・火・金曜日	9:00～17:15
骨髄バンク登録受付	月 ～ 金 曜 日 (予約制)	8:30～17:15

5 運営協議会

住民のニーズに応えるため福祉・保健・医療・環境等に関する総合的な施策の審議を行っている。

運 営 協 議 会 委 員

(R6. 8. 6 現在)

区 分	役 職 名	氏 名
医療関係団体	小浜医師会長	西 尾 宏 之
市 町	小浜市長	杉 本 和 範
〃	高浜町長	野 瀬 豊
社会福祉団体	小浜市社会福祉協議会理事長	山 岸 博 之
学 校	小浜市養護教諭研究会代表	栗 原 エ ミ
事 業 所	若狭食品衛生協会会長	友 本 正 己
住 民 代 表	J A 福井県女性部若狭支部 高浜地区長	小 原 加津子
〃	おおい町婦人福祉協議会長	早 川 はつみ
〃	若狭町民生児童委員協議会副会長	福 井 眞寿美
〃	小浜市民生委員協議会連合会 主任児童委員部長	坂 田 多賀子
〃	県食生活改善推進員連絡協議会 若狭支部 支部長	小 谷 清 美
関係行政機関	県嶺南振興局副局長	高 木 宏 之

第2編 主要指標

第1章 人口静態

ポイント

- ・令和5年10月1日の管内の総人口は52,043人で、平成2年以降は減少傾向が続いている。
- ・管内の人口ピラミッドは、男女共に70～74歳がピークとなった「つぼ型」を示している。

1 管内人口の動向

(1) 管内総人口

令和5年10月1日の管内の総人口は52,043人（男性26,162人、女性25,881人）で、減少傾向が続いている。（表1、表2）

表1 市町別人口等の概況

（R5.10.1現在）

市町名	面積 (k㎡)	総世帯数	人口(人)			人口密度 (人/k㎡)	1世帯あたり人員
			総数	男	女		
小浜市	233.11	12,169	28,030	13,883	14,147	120.24	2.30
高浜町	72.40	4,439	9,818	5,180	4,638	135.61	2.21
おおい町	212.19	3,150	7,533	3,802	3,731	35.5	2.39
若狭町*	178.49	4,778	13,188	6,367	6,821	73.89	2.76
(旧上中町)	82.08	2,359	6,662	3,297	3,365	81.16	2.82
計*	696.19	24,536	58,569	29,232	29,337	84.13	2.39
管内	599.78	22,117	52,043	26,162	25,881	86.77	2.35
県内	4,190.52	295,510	744,568	363,888	380,680	177.68	2.52

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

人口・世帯：県統計情報課「福井県の推計人口」

注1 *若狭町、計は旧三方町を含む。

表2 市町村別人口の推移

（各年10月1日現在）

年 市町村別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年 ※
小浜市	33,496	33,295	32,182	31,340	29,670	28,289	28,030
高浜町	12,201	12,119	11,630	11,062	10,596	10,098	9,818
おおい町				8,580	8,325	7,988	7,533
大飯町	7,148	7,032	6,470	6,046	6,012	-	-
名田庄村	3,103	2,915	2,747	2,534	2,313	-	-
若狭町*			16,780	16,099	15,257	13,962	13,188
(旧上中町)	8,077	8,149	8,148	7,825	7,445	7,052	6,662
管内	64,025	63,546	69,809	67,081	56,036	53,427	52,043
県内	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	762,679	744,568

人口：国勢調査（※印は県統計情報課「福井県の推計人口」）

注1 平成17年に上中町と三方町が合併し若狭町となった。

注2 *印 若狭町は旧三方町を含む。

注3 平成18年に名田庄村と大飯町が合併しおおい町となった。

(2) 管内年齢別人口

令和5年10月1日現在の管内の年齢別・男女別人口は、表3のとおりである(但し、旧三方町を含む)。また、人口ピラミッドで表すと図1のとおりであり、男女共に70～74歳が最も多くなっている。

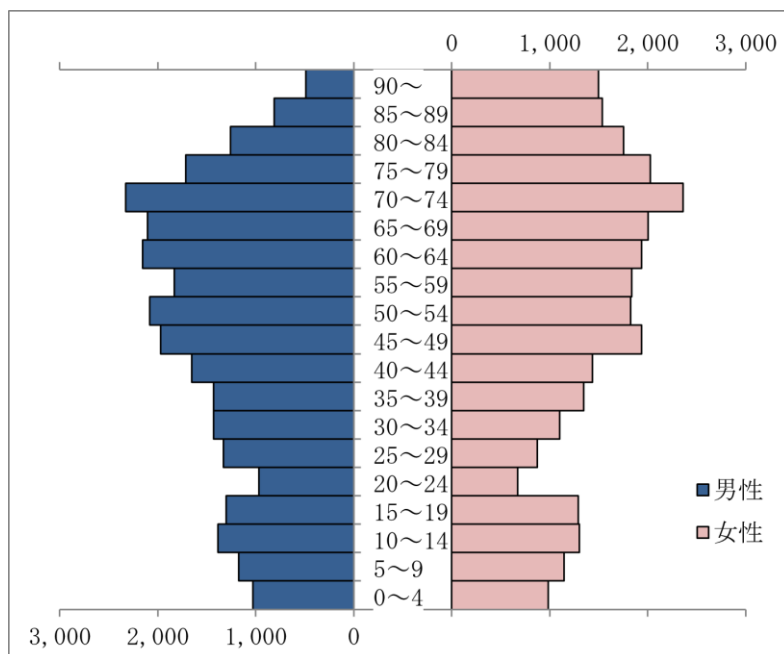
表3 5歳階級別男女別人口(単位:人)

	総数	男性	女性
合計	57,315	28,444	28,871
90～	1,982	487	1,495
85～89	2,347	812	1,535
80～84	3,010	1,256	1,754
75～79	3,746	1,717	2,029
70～74	4,689	2,328	2,361
65～69	4,109	2,103	2,006
60～64	4,093	2,157	1,936
55～59	3,667	1,831	1,836
50～54	3,908	2,081	1,827
45～49	3,908	1,972	1,936
40～44	3,088	1,654	1,434
35～39	2,776	1,428	1,348
30～34	2,530	1,428	1,102
25～29	2,204	1,329	875
20～24	1,640	969	671
15～19	2,598	1,305	1,293
10～14	2,685	1,385	1,300
5～9	2,320	1,172	1,148
0～4	2,015	1,030	985

注1 年齢不詳1,254人(男788人、女466人)を合計に含む。

注2 旧三方町を含む。

図1 5歳階級別男女別人口ピラミッド(単位:人)



人口：県統計情報課「福井県の推計人口」

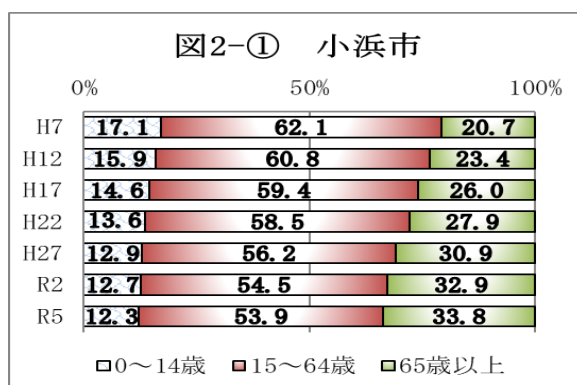
(3) 管内・市町別年齢3区分別人口

令和5年10月1日現在の総人口を年齢3区分別にみると、表4および図2のとおりである。年少人口の割合が減少し、老年人口の割合は増加している。

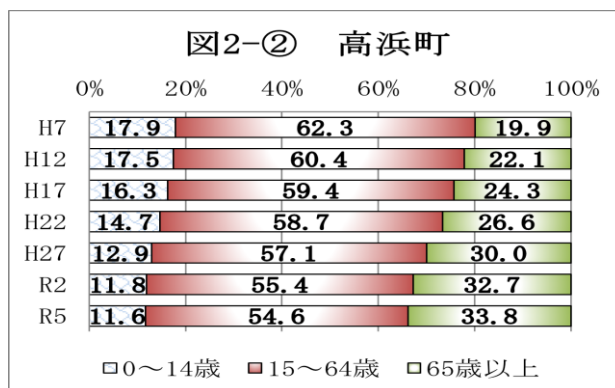
表4 市町別年齢3区分別人口の推移

小浜市	年齢3区分別人口(人)		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
H7	5,738	20,814	6,944
H12	5,278	20,240	7,777
H17	4,702	19,105	8,373
H22	4,254	18,249	8,695
H27	3,814	16,630	9,145
R2	3,576	15,363	9,269
R5	3,332	14,632	9,168

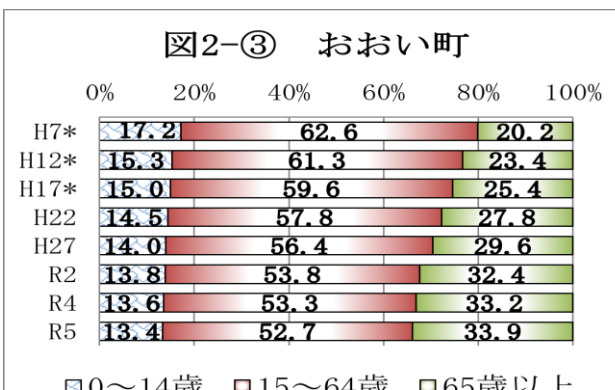
図2 市町別年齢3区分別構成割合の推移



高浜町	年齢3区分別人口（人）		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60	2,586	7,886	1,838
H7	2,180	7,596	2,425
H12	2,118	7,323	2,677
H17	1,894	6,908	2,826
H22	1,624	6,492	2,941
R2	1,195	5,591	3,299
R4	1,141	5,307	3,250
R5	1,110	5,213	3,226

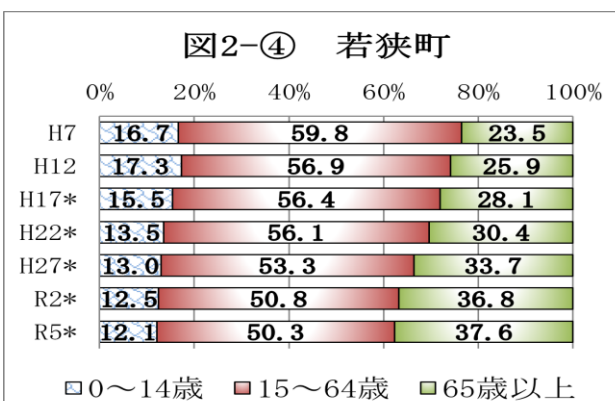


おおい町	年齢3区分別人口（人）		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60*	1,841	6,378	1,572
H7*	1,764	6,421	2,066
H12*	1,521	6,077	2,315
H17*	1,379	5,494	2,344
H22	1,226	4,893	2,353
R2	1,100	4,280	2,574
R4	1,041	4,083	2,541
R5	1,004	3,955	2,541



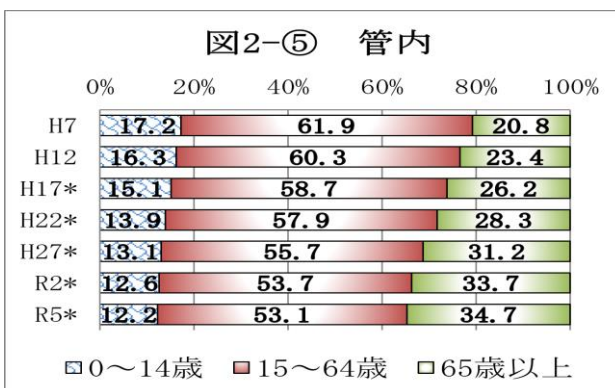
*平成17年までは名田庄村と大飯町の合算数。

若狭町	年齢3区分別人口（人）		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60	1,525	5,135	1,445
H7	1,345	4,831	1,901
H12	1,407	4,634	2,108
H17*	2,599	9,491	4,730
H22*	2,176	9,024	4,895
R2*	1,741	7,088	5,132
R4*	1,641	6,748	5,000
R5*	1,584	6,612	4,948



*平成12年までは上中町の数、平成17年からは旧三方町を含む。

管内	年齢3区分別人口（人）		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60	12,964	41,305	9,948
H7	11,027	39,662	13,336
H12	10,324	38,274	14,877
H17*	10,574	40,998	18,273
H22*	9,280	38,658	18,884
R2*	7,612	32,322	20,274
R4*	7,251	31,044	19,927
R5*	7,020	30,412	19,883



人口：政府統計総合窓口「都道府県・市区町村別主要統計表」
県統計情報課「福井県の推計人口」

注 「年齢不詳」を含まないため合計しても他の表の総数に一致しない

*旧三方町を含む。

第2章 人口動態

1 人口動態総覧

ここ5年間の人口動態統計の概況は次の表1-1、2で示すとおりである。

表1-1

市町村名	年	人 口 (※1)	出生数(人)	2.5kg 未満 出生数(人)	死亡数(人)	自然 増加数(人)	乳児死亡 (人)	新生児 死亡(人)
			率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (出生千対)
小 浜 市	H30	28,407	231 8.1	20 86.6	443 15.6	△212 △7.5	2 8.7	1 4.3
	R 元	28,222	209 7.4	20 95.7	407 14.4	△198 △7.0	-	-
	R2	29,881	224 7.5	21 93.8	371 12.4	△147 △4.9	-	-
	R3	28,388	195 6.9	13 66.7	453 15.2	△258 △9.1	-	-
	R4	28,067	215 7.7	21.0 97.7	444 15.8	△229 △8.1	-	-
高 浜 町	H30	10,218	84 8.2	11 131	144 14.1	△60 △5.9	-	-
	R 元	10,125	80 7.9	8 100.0	139 13.7	△59 △5.8	-	-
	R2	10,326	73 7.1	8 109.6	128 12.4	△55 △5.3	3 41.1	2 27.4
	R3	10,032	74 5.3	9 121.7	136 9.7	△62 △7.8	-	-
	R4	9,834	58.0 5.9	1 17.2	145 14.7	△87 △8.8	-	-
おおい町	H30	8,029	68 8.5	5 73.5	113 14.1	△45 △5.6	-	-
	R 元	7,985	70 8.8	9 128.6	119 14.9	△49 △6.1	-	-
	R2	7,910	71 9.0	8 112.7	80 10.1	△9 △1.1	-	-
	R3	7,822	67 4.8	4 59.8	713 50.9	△57 △7.2	-	-
	R4	7,638	64.0 8.4	5.0 78.1	138 18.1	△74 △9.7	-	-
若 狭 町 ※4	H30	14,440	109 7.5	13 119.3	207 14.3	△98 △6.8	-	-
	R 元	14,138	89 6.3	8 89.9	239 16.9	△150 △10.6	-	1 11.2
	R2	14,003	97 6.9	9 92.8	235 16.8	△138 △17.4	-	-
	R3	13,633	81 5.8	8 98.8	252 18.0	△171 △21.6	-	-
	R4	13,356	68.0 5.1	9.0 132.4	239 17.9	△81 △12.8	1 14.7	1 14.7
管 内 計 ※4	H30	61,039	487 8	45 92.4	916 15	△429 △7.0	2 4.1	1 2.1
	R 元	60,470	448 7.4	45 96.8	904 14.6	△456 △7.4	1 2.2	1 2.2
	R2	62,120	465 7.5	45 96.8	814 13.1	△349 △44.1	3 6.5	2 4.3
	R3	59,875	417 7.0	34 73.1	1554 25.0	△548 △69.3	-	-
	R4	58,895	405.0 6.9	36.0 88.9	966 16.4	△561 △9.5	1 2.5	1 2.5
県 計	H30	761,743	5,826 7.6	505 86.7	9,221 12.1	△3,395 △4.5	8 1.4	2 0.3
	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

表 1-2

市町村名	年	死産			周産期死亡			婚姻件数 (件)	離婚件数 (件)
		総数(人)	自然 死産数 (人)	人工 死産数(人)	総数(人)	満22週 以後の死 産数(人)	早期新 生児死 亡数(人)		
		率(*2) (出産千対)	率(*2) (出産千 対)	率(*2) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率 (出生千 対)		
小浜市	H30	3	2	1	2	1	1	129	30
		12.8	8.5	4.3	8.6	4.3	4.3	4.5	1.1
	R 元	3	1	2	1	1	-	108	51
		14.2	4.7	9.4	4.7	4.7	-	3.8	1.8
	R2	2	1	1	-	-	-	102	33
		8.8	4.4	4.4	-	-	-	3.4	1.1
高浜町	R3	2	1	1	-	-	-	113	27
		10.2	-	-	-	-	-	4.0	1.0
	R4	-	-	-	-	-	-	96	32
		-	-	-	-	-	-	3.4	1.1
	H30	1	-2	1	-	-	-	46	13
		11.8	-	11.8	-	-	-	4.5	1.3
おおい町	R 元	2	1	1	-	-	-	48	10
		24.4	12.2	12.2	-	-	-	4.7	1.0
	R2	-	-	-	1	-	1	33	15
		-	-	-	13.70	-	13.70	3.2	1.5
	R3	-	-	-	-	-	-	40	12
		-	-	-	-	-	-	4.0	1.2
若狭町 * 4	R4	1	1	-	-	-	-	34	14
		16.9	16.9	-	-	-	-	3.5	1.4
	H30	-	-	-	-	-	-	42	13
		-	-	-	-	-	-	5.2	1.6
	R 元	1	-	1	-	-	-	46	6
		14.1	-	14.1	-	-	-	5.8	0.8
管内別 * 4	R2	1	1	-	-	-	-	35	8
		13.9	13.9	-	-	-	-	4.4	1.0
	R3	-	-	-	-	-	-	48	11
		-	-	-	-	-	-	6.1	1.4
	R4	-	-	-	-	-	-	26	5
		-	-	-	-	-	-	3.4	0.7
若狭町 * 4	H30	1	1	-	1	1	-	53	17
		9.1	9.1	-	9.1	9.1	-	3.7	1.2
	R 元	4	2	2	2	1	1	59	19
		43.0	21.5	21.5	21.3	10.6	11.2	4.2	1.3
	R2	-	-	-	-	-	-	40	12
		-	-	-	-	-	-	2.9	0.9
管内別 * 4	R3	4	3	1	1	1	-	33	15
		47.1	35.3	11.8	12.2	12.2	-	2.4	1.1
	R4	1	-	1	-	-	-	41	13
		14.5	-	14.5	-	-	-	3.1	1.0
	H30	5	3	2	3	2	1	270	73
		10.2	6.1	4.1	6.1	4.1	2.1	4.4	1.2
管内別 * 4	R 元	10	4	6	3	2	1	261	86
		21.8	8.7	13.1	6.7	4.4	2.2	4.3	1.4
	R2	3	2	1	1	-	1	210	68
		6.4	4.3	2.1	2.2	-	2.2	3.4	1.1
	R3	6	4	2	1	1	-	234	65
		14.2	9.5	4.7	2.4	2.4	-	3.8	1.0
県 計	R4	2	1	1	-	-	-	197	64
		4.9	2.5	2.5	-	-	-	3.3	1.1
	H30	128	76	52	21	20	1	3,274	1,081
		21.5	12.8	8.7	3.6	3.4	0.2	4.3	1.4
	R 元	120	55	65	17	11	6	3,320	1,093
		22.1	10.1	12	3.2	2.1	1.1	4.4	1.53
県 計	R2	93	50	43	22	11	11	3,029	1,052
		17.5	9.4	8.1	4.1	2.1	2.1	3.9	1.4
	R3	103	63	40	17	14	3	2,821	1,018
		19.3	11.8	7.5	3.2	2.7	0.6	3.8	1.4
	R4	90	38	52	14	10	4	2,815	850
		18.2	7.7	10.5	2.8	2	0.8	3.8	1.2

* 1 表1-1、表1-2に用いた人口：「福井県の推計人口（10月1日現在）」の総人口から外国人人口を引いた推計日本人口。

* 2 出産（* 2）は出生数に死産数を加えたもの。死産率＝出産（出生＋死産）千人対。

* 3 出産（* 3）は出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたもの。

周産期死亡率および満22週以後の死産率＝出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千人対。

* 4 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

2 出 生

表 2 は、管内市町および県の出生数と出生率（人口千対）の年次推移をみたものである。

表 2

年 市町村名		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
小 浜 市	出生数 (人)	517	429	385	361	358	307	262	224	224	231	195	215
	出生率 (人口千対)	15.3	12.7	11.4	10.8	10.8	9.3	8.2	7.6	7.5	8.1	6.9	7.7
高 浜 町	出生数 (人)	163	120	142	166	149	128	91	86	73	84	74	58
	出生率 (人口千対)	14.3	10.2	11.7	13.5	12.4	10.7	8.0	8.2	7.1	8.2	5.3	5.9
名 田 庄 村	出生数 (人)	30	38	34	21	28	31	19	-	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	8.8	12.1	10.8	6.9	9.0	10.5	6.9	-	-	-	-	-
大 飯 町	出生数 (人)	73	87	89	85	77	62	67	-	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	12.2	14.5	13.5	11.3	7.0	8.9	10.5	-	-	-	-	-
お お い 町	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	-	66	71	68	67	64
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	9.0	8.5	4.8	8.4
上 中 町	出生数 (人)	94	96	74	78	87	86	-	-	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	11.7	11.8	9.1	9.7	10.8	10.6	-	-	-	-	-	-
若 狭 町 *	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	144	101	97	109	81	68
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	8.6	6.6	6.9	7.5	5.8	5.1
管 内 計 *	出生数 (人)	877	770	724	711	699	614	601	477	465	487	417	405
	出生率 (人口千対)	14.0	12.3	11.4	11.0	10.4	9.8	8.7	7.5	7.5	8.0	7.0	6.9
県 計	出生数 (人)	12,421	10,724	10,044	8,668	8,244	8,036	7,148	6,230	5,313	5,826	5,223	4,861
	出生率 (人口千対)	16.2	13.6	12.4	10.6	10.1	9.8	8.8	8.0	6.9	7.6	7.0	6.6
	合計特殊 出生率	1.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50	1.63	1.61	1.67	1.57	1.50

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

3 死 亡

表 3 は、市町別に主要死因別死亡数と粗死亡率（人口千人対）をみたものである。管内の死因順位をみると第 1 位は悪性新生物、第 2 位は老衰となっている。

表 4 は管内の死因別死亡の状況を前年度と比較したもの、表 5 および図 1 は部位別の悪性新生物の死亡状況をみたものである。

表 3 令和 4 年 市町別・主要死因別死亡数、粗死亡率 死亡数（人）、粗死亡率（％）

市 町 名 死因分類順	小浜市		高浜町		おおい町		若狭町*		管 内*		県 内	
	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率
全 死 因	444	15.8	145	14.7	138	18.1	239	17.9	966	16.4	10,519	14.2
悪性新生物	96	3.4	33	3.4	42	5.5	51	3.8	222	3.8	2,435	3.3
アルツハイマー病	8	0.3	0	0	2	0.3	2	0.1	12	0.2	190	0.3
心 疾 患	63	2.2	16	1.6	16	2.1	30	2.2	125	2.1	1,676	2.3
脳血管疾患	29	1	8	0.8	10	1.3	15	1.1	62	1.1	706	1
大動脈瘤及び解離	8	0.3	4	0.4	3	0.4	3	0.2	18	0.3	116	0.2
肺 炎	11	0.4	5	0.5	4	0.5	19	1.4	39	0.7	550	0.7
慢性閉塞性肺疾患	8	0.3	0	0	2	0.3	1	0.1	11	0.2	110	0.1
腎 不 全	9	0.3	2	0.2	1	0.1	0	0	12	0.2	209	0.3
老 衰	73	2.6	26	2.6	13	1.7	37	2.8	149	2.5	1,251	1.7
不慮の事故	12	0.4	6	0.6	7	0.9	5	0.4	30	0.5	341	0.5
自 殺	11	0.4	1	0.1	2	0.3	5	0.4	11	0.2	109	0.1
新型コロナウイルス	11	0.4	1	0.1	1	0.1	3	0.2	16	0.3	255	0.3

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

表 4 管内の死因順位第 10 位までの死因別死亡の状況

死因順位 R4	死 因	死 亡 数 （人）			死亡総数に対する割合（％）	
		R4	R3	差引増減 (R4-R3)	R4	R3
	全 死 因	966	965	1	100	100
1	悪性新生物	222	210	12	23	21.8
2	老衰	149	135	14	15.4	14
3	心疾患	125	138	△ 13	12.9	14.3
4	脳血管疾患	62	89	△ 27	6.4	9.2
5	その他の呼吸器系の疾患	57	101	△ 44	5.9	10.5
6	肺炎	39	34	5	4	3.5
7	不慮の事故	30	37	△ 7	3.1	3.8
8	大動脈瘤及び解離	18	13	5	1.9	1.3
9	新型コロナウイルス感染症	16	2	14	1.7	0.2
10	アルツハイマー病	12	4	8	1.2	0.4

表 5 令和 4 部位別の悪性新生物死亡状況

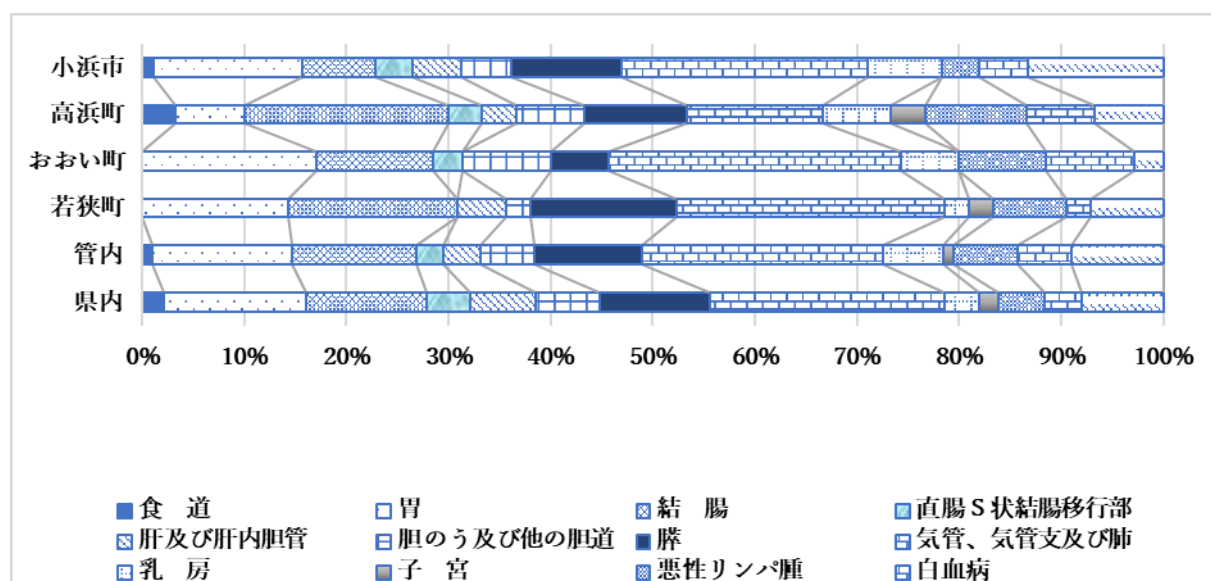
(単位：人)

種 別 市町名		食 道	胃	結 腸	直腸S状結 腸移行部	肝及び肝内 胆管	胆のう及び 他の胆道	膵	気管、気管 支及び肺	乳 房	子 宮	悪性リン パ腫	白血 病	そ の 他	合 計
小浜市	男	1	5	1	2	3	2	4	16	0	0	2	4	5	45
	女	0	7	5	1	1	2	5	4	6	0	1	0	6	38
	計	1	12	6	3	4	4	9	20	6	0	3	4	11	83
高浜町	男	0	1	4	1	1	1	3	3	0	0	1	1	1	17
	女	1	1	2	0	0	1	0	1	2	1	2	1	1	13
	計	1	2	6	1	1	2	3	4	2	1	3	2	2	30
おおい町	男	0	3	1	1	0	1	2	7	0	0	1	3	0	19
	女	0	3	3	0	0	2	0	3	2	0	2	0	1	16
	計	0	6	4	1	0	3	2	10	2	0	3	3	1	35
若狭町*	男	0	4	5	0	1	1	1	7	0	0	0	1	1	21
	女	0	2	2	0	1	0	5	4	1	1	3	0	2	21
	計	0	6	7	0	2	1	6	11	1	1	3	1	3	42
管内*	男	1	13	11	4	5	5	10	33	0	0	4	9	7	102
	女	1	13	12	1	2	5	10	12	11	2	8	1	10	88
	計	2	26	23	5	7	10	20	45	11	2	12	10	17	190
県内	男	33	162	116	61	74	74	122	354	1	0	48	52	91	1,188
	女	12	135	135	31	61	59	110	133	71	42	47	24	80	940
	計	45	297	251	92	135	133	232	487	72	42	95	76	171	2,128

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

図 1 令和 4 年 部位別の悪性新生物死亡状況



第3編 福祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率（人口千人あたりの保護人員）は2.62%で、近年は3%を下回り、ほぼ横ばいで推移している。
- ・保護開始世帯数は8世帯で、開始理由は傷病によるものが最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く3町（若狭町は旧上中町）を管轄しており、令和5年度の被保護世帯数は57世帯、被保護人員は63人。前年度と比較すると、被保護世帯数・被保護人員ともに減少し、保護率は2.62%（前年比0.12%減）であった。

（表1、図1）

新規に保護を開始した世帯は8世帯で、開始理由別では傷病等により就労ができなくなったことから、保護に至るケースが最も多かった。（表2、3）

世帯類型別では、高齢世帯、傷病・障がい世帯が占める割合がそれぞれ63.1%、21.1%と高く、医療扶助率も92.1%と高率となっている。（表1、4）

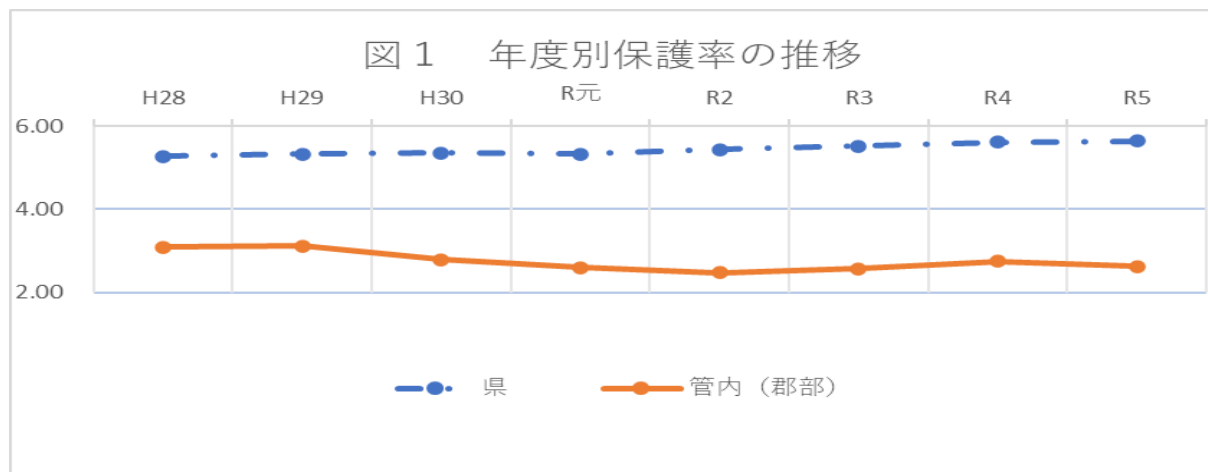
一方、稼働世帯はわずかに12世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。

（表1、5）こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労支援に取り組んでいる。

表1 生活保護状況

種別 年度	人口 （A） （人）	被保護世帯数 （世帯）	被保護人員（B） （人）	保護率 B／A （％）	稼働世帯 （世帯）	生活扶助人員 （人）	医 療 扶 助 人 員					被保護人員のうち、医療扶助人員の占める率 C／B（％）
							総数（C） （人）	入 院			入院外 （人）	
								計 （人）	精 神 （人）	そ の 他 （人）		
R 元	25,503	60	66	2.59	10	52	51	10	6	4	41	77.3
R2	25,288	59	62	2.45	10	45	48	10	5	5	38	77.4
R3	24,947	58	63	2.53	9	48	54	14	4	10	40	85.7
R4	24,436	60	67	2.74	10	54	60	17	5	12	43	89.6
R5	24,013	57	63	2.62	12	50	58	11	4	7	47	92.1
高浜町	9,818	31	36	3.66	7	29	34	7	1	6	27	94.4
おおい町	7,533	11	11	1.46	2	8	10	2	2	0	8	90.9
若狭町 （旧上中町）	6,662	15	16	2.40	3	13	14	2	1	1	12	87.5
小浜市	28,030	148	170	6.06								
県	744,568	3,591	4,723	5.64								

保護停止中を含む。
数値は年度平均。（各月の数値の合計を12カ月で除して算出）
人口は各年度10月1日現在福井県推計人口



(単位：‰)

	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
県	5.33	5.36	5.32	5.44	5.44	5.52	5.61	5.64
管内（郡部）	3.09	3.11	2.79	2.59	2.47	2.57	2.74	2.62

表2 保護の開始・廃止世帯数

年度 \ 区分	開 始	廃 止
R 元	9	9
R2	3	5
R3	10	8
R4	9	8
R5	8	10

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開 始		廃 止	
区 分	件 数	区 分	件 数
世帯主(員)の傷病	4 (4)	収 入 増	2 (1)
老 齢 に よ る	1 (0)	死 亡	8 (4)
預貯金・収入の減少	1 (2)	傷 病 治 癒	0 (0)
そ の 他	2 (3)	そ の 他	0 (3)
計	8 (9)	計	10 (8)

() 内は令和4年度

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度 \ 種別	高 齢	母 子	傷病障がい	その他	合 計
R 元	41	1	13	5	60
R 2	39	0	14	6	59
R 3	37	0	13	8	58
R 4	37	1	14	8	60
R 4 構成比 (%)	36 (63.1)	1 (1.8)	12 (21.1)	8 (14.0)	57 (100)
高 浜 町	18	1	6	6	31
おおい町	7	0	2	2	11
若 狭 町 (旧上中町)	11	0	4	0	15

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況（パートを含む）（資料：ハローワーク小浜）

月別 \ 項目	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R6 年 4 月	5 月	6 月	7 月
新規求人倍率	2.40	2.26	2.25	2.29	2.32	1.39	2.03	2.38	2.29
有効求人倍率	1.81	1.46	1.49	1.68	1.60	1.41	1.28	1.34	1.43

第2章 生活困窮者自立支援

ポイント

- ・新規相談件数は、7件で、その内就労自立した者は1人であった。
- ・相談者の年齢層は30代～70代以上まで幅広くあった。
- ・学習教室に参加した児童生徒は、4人であった。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援（就労準備支援・家計相談支援・学習支援）を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることに努めている。

新規相談件数は7件で、うち、1人は就労自立に至ったが、1人は生活保護に移行した。相談者の性別、年齢別状況は（表1）のとおり。

また、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯の小中学生を対象とした学習ボランティア（教員OB等）による学習教室を開催した。参加状況は（表2）のとおり。

（単位：人）

表1 相談状況		受付件数	就労者数	継続支援中
性 別	男	4	1	1
	女	3	－	1
	計	7	1	2
年 齢 別	10～30代	1	－	－
	40代	1	－	1
	50代	2	－	－
	60代	2	1	1
	70代以上	1	－	－
	計	7	1	2

表2 学習教室参加者数

（R6.3.31現在）

町 別	小学生	中学生	計
高 浜 町	－	1	1
おおい町	－	2	2
若 狭 町 （旧上中町）	－	1	1
計	－	4	4

第3章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・家庭相談の内容は、養育環境不良（養育の欠如、育児不安など）や子どものしつけ、発達に関する相談が多く、例年と同様の傾向が続いている。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートした。県においても「福井県子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生み育てやすい地域社会づくりを進めている。これらの施策体系の中で、当センターでは、家庭相談員を配置し、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

（1）保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表1のとおりである。令和6年4月1日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児デイケア（病児・病後児保育）や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。（表2）

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。（表3）

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。（表4）

表1 管内保育施設設置状況

（R6.4.1現在）

種別 設置主体	保 育 所				認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)		施設数	定員 (人)	現員 (人)
小 浜 市		10	720	562	3	455	386
	小規模保育施設	1	19	12			
	事業所内保育施設	2	38	26			
高 浜 町		2	165	113	2	215	182
	小規模保育施設	1	13	5			
おおい町		-	-	-	4	390	290
若狭町 (旧上中町)		4	315	210	-	-	-
合 計		20	1,270	928	9	1,060	858

表 2 病児デイケア実施施設

市 町 名	施 設 名	病児保育	病後児保育
小 浜 市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
	中山クリニック	○	○
高 浜 町	若狭高浜病院	○	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉 総合施設診療所	○	○
若 狭 町 (旧上中町)	若狭町国民健康保険 上中診療所	○	○

表 3 すみずみ子育てサポート事業実施団体

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくらぶ	○	—	—	小浜市・おおい町・高浜町・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市
合同会社菅浜わくわく共同体	○	—	—	若狭町
託児所せら	○	—	—	若狭町

種 別	施 設 名	所在地	H 元	R2	R3	R4	R5
乳 児 院	白梅学園	敦賀市	1	1	—	—	—
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	3	2	1	1	1
	一陽	越前市	1	—	—	—	1
	吉江学園	鯖江市	1	—	—	—	—
合 計			6	3	1	1	2

※小浜市を除く。

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表 5)

また、子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。

表 5 子育てマイスター登録数

(R6.4.1 現在)

資 格	小浜市	高浜町	おおい町	若 狭 町 (旧上中町)	管内計
保育士・看護師 助産師等	17 人	7 人	3 人	8 人	35 人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭の養育機能が脆弱化し、児童虐待件数は年々増加している。

このような中、平成28年に母子保健法および児童福祉関連法が改正され、妊娠期から子育て

て期までの切れ目ない支援の取組みが始まった。また、市町では「要保護児童対策地域協議会」が窓口となって児童虐待や養育困難な家庭への対応や支援を行っており、法改正によって相談体制も強化されている。当センターも要保護児童対策地域協議会の構成団体として管内の町と連携し、養育困難家庭への支援を行っている。（表6）

表 6 種別家庭児童相談件数（実件数）

（単位：件）

種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相談		非行相談		育成相談				そ の 他	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 が い	肢 体 不 自 由	発 達 障 が い	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校		
R2	8	19	4	2	1	-	-	10	6	-	18	9	77
R3	15	29	3	1	-	-	-	12	5	-	15	19	99
R4	15	4	-	-	12	-	-	5	-	2	13	-	51
R5	7	0	9	0	13	0	0	3	0	1	6	3	42

※小浜市を除く。

第4章 障がい者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。

平成24年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正された。障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障がい者等のニーズの把握、障がい福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和5年度末現在 2,685人であり、前年度比で46人減少した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。（表1）

表1 身体障害者手帳交付状況 (単位：人) (R6.3.31現在)

年度 種別		H元	R2	R3	R4	R5				
						管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
視 覚		182	179	182	177	183	101	36	27	19
聴 覚・ 平 衡	聴 覚	205	200	200	199	207	118	24	23	42
	平 衡	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	小 計	206	201	201	200	208	119	24	23	42
音声・言語・そしゃく		29	32	30	27	27	14	8	1	4
肢 体 不 自 由	上 肢	442	441	453	439	439	238	68	64	69
	下 肢	910	896	879	843	808	382	168	160	98
	体 幹	129	126	119	110	102	56	15	14	17
	運動上肢	12	12	13	15	15	8	2	5	0
	運動移動	12	12	12	12	12	8	2	1	1
	小 計	1,505	1,487	1,476	1,419	1,376	692	255	244	185
内 部 障 害	心 臓	544	551	554	530	518	276	88	82	72
	腎 臓	159	166	173	179	173	106	21	25	21
	呼吸器	44	44	49	44	47	28	12	6	1
	ぼ・直・小 免・肝	159	159	164	155	150	93	14	21	22
	小 計	906	920	940	908	891	504	136	134	117
合 計		2,828	2,819	2,829	2,731	2,685	1,430	459	429	367

2 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20 歳以上で心身に重度の障がい（1、2 級程度）を複数持つ方および単一の重度障がいにあっては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20 歳未満で心身に重度の障がい（身体障害 1、2 級程度、療育 A1 程度）があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和 61 年 3 月 31 日現在、国の制度の福祉手当を受給していた 20 歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。（表 2）

表 2 特別障害者手当等受給者数の推移

（単位：人）（R6.3.31 現在）

年度 種別	R 元	R2	R3	R4	R5			
					管内計	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
特別障害者手当	13	15	15	16	15	8	4	3
障害児福祉手当	6	5	6	6	5	2	3	0
経過措置福祉手当	2	2	2	2	1	1	-	-

3 福祉のまちづくり

（1）福祉のまちづくり条例

平成 8 年に施行されたこの条例は、障がい者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

令和 5 年度は届出数 4 件、適合証交付施設は 0 件であった。（表 3）

表 3 福祉のまちづくり条例

特定施設の届出・適合状況

（単位：件）（R6.3.31 現在）

年度	H 元			R2			R3			R4			R5		
区分	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
	新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築	
件数	3	5	2	4	-	2	2	-	-	2	-	1	3	1	-

（2）ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成 19 年 10 月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を

掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

令和 5 年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表 4 のとおりである。

表 4 ハートフル専用パーキング利用証制度

(R6. 3. 31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町 (旧上中町)
公立公益施設	38	19	5	11	3
民間協力施設	35	23	7	-	5
利用証交付数	624	348	78	87	111

(3) バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成 24 年 6 月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証（ステッカー）を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

令和 5 年度末現在の表示証交付数は表 5 のとおりである。

表 5 バリアフリー表示証制度

(R6. 3. 31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	おおい町	高 浜 町	若 狭 町 (旧上中町)
表示証交付数	41	23	4	9	5

第5章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

相談支援の内容は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付、償還に関することと子の教育に関するが多かった。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、令和5年度は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付・償還に関するが多かった。

また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となり、令和5年度は1件の相談があった。

表1 相談受付件数および回数

種別 年度		生 活 一 般						児 童					生 活 援 護										そ の 他	合 計
		住 宅	医 療	家 庭	就 労	結 婚	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	祉 母 子 資 金 福		祉 寡 婦 資 金 福		祉 父 子 資 金 福		児 扶	生 活 保 護	そ の 他			
													貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還						
R 元	相談件数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	21	-	-	-	-	-	-	2	4	39	
	相談回数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	30	-	-	-	-	-	-	2	5	49	
R2	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	3	-	-	-	5	20	-	-	1	-	1	-	3	-	38	
	相談回数	-	-	-	5	-	1	-	3	-	-	-	8	27	-	-	1	-	1	-	3	-	49	
R3	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	3	15	-	-	-	-	-	-	2	-	26	
	相談回数	-	-	-	9	-	1	-	1	-	-	-	4	22	-	-	-	-	-	-	2	-	39	
R4	相談件数	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	12	-	-	-	-	-	-	1	-	20	
	相談回数	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	20	14	-	-	-	-	-	-	-	-	64	
R5	相談件数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	1	-	-	-	-	1	5	
	相談回数	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	20	0	-	-	2	-	-	-	-	2	47	

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：円)

年度	種別	H元		R2		R3		R4		R5	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就学支度資金	-	-	-	-	-	-	1	390,000	0	0
	修学資金	-	-	-	-	-	-	1	7,008,000	0	0
	修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	0	0	0	0	0	0	2	7,398,000	0	0

※小浜市を除く。

第6章 女性福祉

ポイント

女性相談件数はやや増加。相談主訴別にみると、夫等の暴力の相談（DV相談）は57%で相談件数の6割を占める。

女性福祉は、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を根拠法として、DV被害、性的被害、家庭の状況その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性の相談支援を行う。

相談件数の半数を占めるDV相談について、『配偶者暴力相談支援センター』として、被害者の保護（被害者の同伴児を含む）や自立支援を関係機関と連携して行っている。

相談経路別にみると、本人自身からの相談は54%。相談主訴別では、DV相談は57%となっている。（表1・2）

表1 管内女性相談経路別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	合 計
R 元	35	1	2	3	2	-	47	90
R2	20	-	-	1	3	-	41	65
R3	32	-	-	1	-	-	29	62
R4	38	5	-	3	-	1	17	64
R5	37	5	-	3	-	-	23	68

表2 女性相談主訴別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合 計
		夫等の暴力 (DV)	その他						
R 元	-	53	29	4	-	1	-	3	90
R2	-	29	17	12	-	-	-	7	65
R3	-	31	14	10	-	1	-	6	62
R4	-	27	17	8	-	-	-	12	64
R5	-	39	23					6	68
小浜市	-	22	7					1	30
高浜町	-	12	15					2	29
おおい町	-	1	1					1	3
若狭町 (旧上中町)	-	4						2	6

第4編 保 健

第1章 感染症

ポイント

- ・新型コロナウイルス感染症は、令和4年の年明け以降オミクロン株の影響により感染者数が急増した。感染力が強い一方、重症化率が低いという特性を踏まえ、入院治療の必要な患者への医療提供体制を確保する観点から軽症・無症状者については自宅での健康観察が導入された。
- ・当センターでは、国や県の方針に基づき、疫学調査や検査対象者を縮小し、自宅療養者の健康観察や症状悪化時の受診調整、施設への指導、診療体制整備に向けた連携会議等を行った。コロナ対応は、最優先すべき課題として全所体制で対応した。
- ・感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置づけられた。

1 感染症法の現状

平成19年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われた。

平成27年1月に、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」が二類感染症へ追加された。平成28年から、急性灰白髄炎やデング熱、レジオネラ症、黄熱などについて、感染症法の届出の基準等の一部改正された。

平成29年から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に新型インフルエンザ等感染症に係る記載が新たに加わった。また、百日咳が五類感染症（全数把握対象疾患）へと改正になった。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性について、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として、平成29年6月1日に厚生労働省において作成された「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」が公開された。

令和元年5月1日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が交付され、「急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）」が五類感染症に追加された。

令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中で猛威をふるい、わが国では、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」が指定感染症として位置づけられた。令和3年2月13日に感染症法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症は指定感染症から、「新型インフルエンザ等感染症」に移行、令和5年5月8日からは「5類感染症」に移行した。

2 感染症対策

（1）感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施

感染症流行予測を行い効果的な予防対策の推進を図るため、管内の小児科2定点医療機関（インフルエンザ3定点医療機関）から週単位・月単位に患者数の報告を受け、県下の集計分析結果を管内市町・医療機関等に広く還元している。（表1）

表 1 定点報告患者数

(単位：人)

年	R 元		R2		R3		R4		R5	
疾患名	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
インフルエンザ	1,465	12,822	494	4,976	0	0	3	33	1,220	16,787
RS ウイルス感染	93	1,241	4	104	348	2,805	121	1065	89	1,513
咽頭結膜熱	67	1,048	43	451	25	424	10	269	245	2,359
A群溶血性レンサ球菌	194	3,090	123	1,572	78	734	24	481	71	2,060
感染性胃腸炎	460	7,599	307	3,823	260	5,161	441	7007	564	6,617
水痘	22	435	7	151	25	135	6	64	13	165
手足口病	446	4,396	4	76	53	173	175	1659	157	1,692
伝染性紅斑	105	931	89	381	-	7	11	37	1	21
突発性発疹	44	484	75	412	107	468	93	358	66	304
百日咳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘルパンギーナ	19	786	14	137	8	332	6	209	88	1,136
流行性耳下腺炎	5	94	4	40	-	32	2	27	1	53

※百日咳は平成 30 年から全数報告となった。

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況

感染症法第 12 条に基づき、医師は一類感染症から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者、五類感染症（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）と診断した場合は、最寄りの保健所を経由して都道府県知事へ届け出ることが義務付けられている。管内の感染症発生届出件数は表 2 のとおりである。

届出を受け保健所は、感染症法に基づき、入院勧告、就業制限、消毒命令、接触者の健康診断、二次感染予防の指導を行っている。

社会福祉施設等からの集団発生報告状況は表 3 のとおりである。集団発生報告を受け、調査により原因や感染経路を究明し、感染拡大を防止するための指導を行っている。

表 2 感染症発生届出件数

分類	病名	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
二類	結核	2	6	13	6	5
	新型コロナウイルス感染症※	-	14	181	11,355	-
三類	腸管出血性大腸菌感染症		7			1
	細菌性赤痢					1
四類	レジオネラ症			1	1	3
	日本紅斑熱					1
五類	アメーバ赤痢	1				1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症					
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	2	2	1	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	3		0	4
	梅毒					
	麻しん					
	風しん					
	日本紅斑熱		1			
	後天性免疫不全症候群（HIV 感染症を含む）				1	
	水痘				1	1
	百日咳					4

※新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類定点把握疾患となった。

表 3 集団発生報告件数

※新型コロナウイルス感染症の集団発生件数は、1 施設 10 名以上又は全利用者の半数以上の報告を計上。

	R 元年		R2 年		R3 年		R4 年		R5 年	
	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因
高齢者・障がい施設	5	インフルエンザ [*] 4 感染性胃腸炎 1	0		0		25	新型コロナ 23 インフルエンザ [*] 1 感染性胃腸炎 1	21	新型コロナ 18 インフルエンザ [*] 1 感染性胃腸炎 1 感染源不明 1
児童福祉・学校	15	インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 5	0		4	RS ウイルス 4	15	新型コロナ 3 インフルエンザ [*] 9 感染性胃腸炎 3	12	新型コロナ 3 インフルエンザ [*] 5 感染性胃腸炎 3 手足口病 1
医療機関	1	インフルエンザ [*] 1	0		0		7	新型コロナ 7	6	新型コロナ 5 インフルエンザ [*] 1
その他	1	インフルエンザ [*] 1	0		1	新型コロナ 1	10	新型コロナ 10	0	
合計	22	インフルエンザ [*] 16 感染性胃腸炎 6	0		5	RS ウイルス 4 新型コロナ 1	57	新型コロナ 43 インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 4	39	新型コロナ 26 インフルエンザ [*] 7 感染性胃腸炎 4 手足口病 1 感染源不明 1

(3) エイズ・肝炎対策

エイズに関する正しい知識の普及啓発とともに HIV 感染者の早期発見およびエイズのまん延防止を図るため、面接や電話による相談指導や HIV 抗体検査を実施している。(表 4)

また、平成 18 年 11 月からエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎・C 型肝炎の検査も実施している。(表 5)

表 4 エイズ相談・抗体検査件数

(単位：件)

年度 件数	R 元	R2	R3	R4	R5
抗体検査件数	17	5	6	4	2

表 5 肝炎相談・検査件数

(単位：件)

年度 件数		R 元	R2	R3	R4	R5
B 型肝炎	抗原検査件数	15	9	5	6	5
C 型肝炎	抗体検査件数	15	9	5	6	2

(4) 福井県肝炎治療特別促進事業

B 型肝炎および C 型肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

平成 20 年 4 月 1 日から「福井県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、肝炎の早期治療の促進、将来の肝硬変・肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的として肝炎治療に係る医療費の助成を開始した。

(表 6)

表 6 肝炎医療費助成受給決定者数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
インターフェロン治療（3 剤併用を除く）	-	-	-	-	-
核酸アナログ治療（新規＋更新）	18	10	22	23	23
インターフェロン治療（3 剤併用療法）	-	-	-	-	-
インターフェロンフリー治療（新規）	12	9	3	1	4
インターフェロンフリー治療（再治療）	-	-	-	-	-
合計	30	19	25	24	27

（５）情報発信

感染症の発生・まん延を防止することを目的とし、平成 17 年度から感染症等情報紙「はっする」を関係機関（133 機関）に奇数月および臨時に発行し、感染予防対策や発生状況、最新のトピックス等について情報提供をしている。（表 7）

表 7 感染症等情報紙「はっする」発行状況

発行月	内 容
5 月（第 188 号）	新型コロナウイルス感染症 5 類感染症への移行について
7 月（第 189 号）	新型コロナウイルス感染症、ダニ媒介感染症、食中毒について
9 月（第 190 号）	新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザについて
11 月（第 191 号）	季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、咽頭結膜熱等感染症について
令和 6 年 1 月（第 192 号）	季節性インフルエンザ、ノロウイルス食中毒について
3 月（第 193 号）	麻疹（はしか）について

（６）感染症普及啓発事業（ライフステージ別感染症教室）

ライフステージ別感染症教室として研修会・出前講座等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。（表 8）

表 8 ライフステージ別感染症教室

開催日	内 容	参加者
8 月 3 日	◆出前講座 講義・演習「ノロウイルス対策・嘔吐物処理について」 講師：若狭健康福祉センター職員	従業員 計 57 名
11 月 21 日	◆出前講座 講義・演習「新型コロナウイルス感染症の概要と感染対策」 嘔吐物処理演習 講師：若狭健康福祉センター職員	障がい者施設 職員 計 26 名

（７）感染症に関する連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。（表9）

表 9 感染症連携会議開催

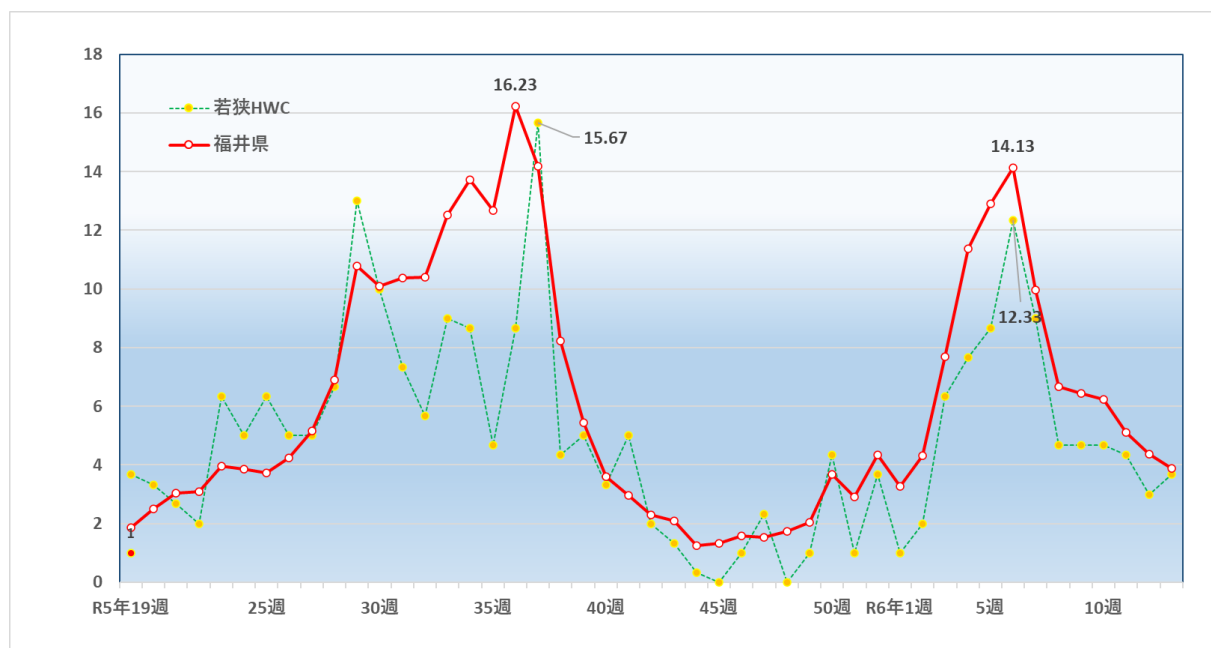
開催日	内 容	参加機関
6 月 2 日	若狭地域 市町との感染症および防疫対策連携会議 1. 新型コロナウイルスに備えた避難所運営について (1) 情報提供「新型コロナウイルス感染症の 5 類移行について 報告者：若狭健康福祉センター 地域保健課員 (2) 事前アンケート調査の報告 報告者：管内市町 2. 意見交換（グループワーク）	管内市町（保健・福祉・防災担当課） 14 名

（８）新型コロナウイルス感染症

① 患者の推移

5 類への移行後、県内 39 の定点医療機関からの報告により感染状況の推移を把握した。第 36 週（R5.9.4）頃をピークに感染者数は減少傾向であったが、第 6 週（R6.2.5）に再び増加がみられた。

図 1 新型コロナウイルス感染症患者の推移



② 5 類感染症移行後の医療体制・公費支援・ワクチン接種の対応

感染状況把握	定点医療機関（県内 39 医療機関）において、年代別陽性者数を週 1 回把握・公表		
外来・入院医療体制	・通常の医療提供体制 ・医療費は自己負担		
ワクチン接種		自治体による定期接種	任意接種
	対象者	・高齢者（65 歳以上） ・60 歳から 64 歳で基礎疾患ある方（心臓、腎臓または呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害）	接種を希望する方
	費用	原則有料	有料

第2章 結核

ポイント

- ・令和5年に新たに結核患者として登録された者は5人で、そのうち潜在性結核患者数は1人であった。
- ・80歳代が4人、90歳代が1人であり、すべて高齢者であった。

1 結核対策の現状

世界では、総人口の約4分の1が既に結核に感染しており、死亡原因トップ10の1つである。日本でも、1950年代までは「国民病」「亡国病」と恐れられ、50年前までは死亡原因の第1位であった。医療や生活水準の向上により服薬による治療が可能な時代になったが、年間10,000人以上の新しい患者が発生し、1,600人以上が命を落としている日本の主要な感染症である。

欧米の先進国は以前から結核罹患率が人口10万対10以下の低まん延国になっているのに対して、日本は2021年にようやく人口10万人あたり9.2と低まん延国入りを果たした。それでも、11,519人（2021年）の患者が報告されており、欧米の水準に達するには引き続き努力が必要である。

結核登録患者の状況

管内での令和5年の新登録結核患者数は5人であり、すべてが80歳以上の高齢者であった。（表1）

年末時登録者数は表3のとおりである。

表1 令和5年新登録結核患者（活動性・年齢階級別・性別）（単位：人）

種 別	肺結核活動性						肺外結核活動性		潜在性結核感染症		合計			
	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性・その他									
	年齢別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳														
5～9 歳														
10～14 歳														
15～19 歳														
20～29 歳														
30～39 歳														
40～49 歳														
50～59 歳														
60～69 歳														
70～79 歳														
80 歳～	1		1				1	1		1	4	1	5	
計	1		1				1	1		1	4	1	5	

表 2 新登録結核患者の推移（市町別）

（単位：人）

市町名 \ 年	R 元	R2	R3	R4	R5
小 浜 市	1	2	4	1	3
高 浜 町	1	2	3	1	1
おおい町	0	1	6	1	1
若 狭 町	0	1	0	3	0
管 内	2	6	13	6	5
県 内	91	86	79	42	42
全 国	22, 144	18, 314	11, 519	10, 235	10, 096

（潜在性結核感染症患者を含む）

表 3 結核患者の年末現在登録者数

（単位：人）

年		R 元	R2	R3	R4	R5
総 数		6	10	10	12	5
肺結核 活動性	喀痰塗抹陽性	3	1	1	4	1
	その他の結核菌陽性	0	1	1	3	1
	菌陰性・その他	0	1	0	0	0
肺 外 結 核 活 動 性		2	0	0	2	2
不 活 動 性 結 核		0	6	5	0	0
活 動 性 不 明		0	0	0	0	0
潜 在 性 結 核 感 染 症		0	1	3	3	1

2 結核対策事業

（１）結核健康診断

① 定期健康診断

定期の健康診断は事業所・学校・施設においてはその長が、それ以外の一般住民については市町村長が実施義務者となって行われる。対象者は、患者接触者以外で結核罹患率の高い人々（高齢などのハイリスク者）、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者（医療従事者、教育関係者等）、高校生以上の学校入学者である。

当センターでは、管内における健康診断の実施状況を把握し、結核予防に努めている。（表 4）

表 4 令和 5 年度定期健康診断実施状況

区分	対象施設数	対象者数	実施者数	実施率	患者発見数
事業者	67	2, 729	2, 728	100	0
学校長	5	487	486	99. 8	0
施設長	9	405	405	100	0
市町村長	4	19, 918	3, 891	19. 5	0

② 接触者健診、精密検査（管理検診）

接触者健診は患者家族およびその他の接触者の感染や発病の有無を確認するため、また感染源の調査のために実施している。令和 5 年度の接触者健診の実施件数（延べ）13 件であった。

精密検査（管理検診）は結核患者の治療終了後 2 年間、結核の再発早期発見のため実

施している。令和 5 年度の精密検査の実施件数（延べ）は 12 件であった。

また、平成 23 年度から接触者健診、精密検査の一部外部委託が開始された。

令和 5 年度は胸部 X 線検査 13 件（うち接触者健診 1 件、精密検査 12 件）、ツベルクリン反応検査 0 件、IGRA 検査 3 件を医療機関に委託し実施した。（表 5）

※委託医療機関： 杉田玄白記念公立小浜病院
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所
しんたにクリニック

表 5 令和 5 年度 接触者健診、精密検査の実施件数 （単位：延べ件）

種別 区分	ツベルクリン反応検査		IGRA 検査		胸部 X 線検査	
	実施場所	保健所 委託 医療機関	保健所	委託 医療機関	保健所	委託 医療機関
接触者健診	0	0	10	3		1
精密検査						12

（２）新登録結核患者発見方法

発見方法別では、新登録結核患者の 5 人が医療機関を受診して発見された。接触者健診で発見された潜在性結核感染症患者はいなかった。（表 6）

表 6 令和 5 年新登録結核患者（発見方法別） （単位：人）

種別 区分	総 数	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性 結核感染症
		登録時喀痰 塗沫陽性		その他の 結核菌陽性	菌陰性・ その他		
		初回 治療	再治療				
総 数	5	1	0	1	0	2	1
個別健康診断	0	0	0	0	0	0	0
定 期 健 診	0	0	0	0	0	0	0
接 触 者 健 診	0	0	0	0	0	0	0
医療機関受診	5	1	0	1	0	2	1

（３）結核患者訪問指導

登録した患者については、保健師による訪問指導を行っており、令和 5 年度の訪問指導件数は実人数で 7 人であった。（表 7）

表 7 令和 5 年度結核相談・訪問指導件数 （単位：人）

相 談		訪 問 指 導	
電 話	来 所		
延人数	延人数	実人数	延人数
2	0	7	7

（４）結核患者地域 DOTS 事業の状況

結核患者の服薬管理を支援することにより、治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。（表 8）

杉田玄白記念公立小浜病院において毎月一回 DOTS カンファレンスを開催し、医療機関と当センターが情報交換しながら患者の確実な治療を支援している。

表 8 結核患者地域 DOTS 事業実施状況

（単位：人）

	項 目 別	人数
R5 年度末時点の DOTS 実施者数	院内 DOTS 中	－
	毎 日 確 認	－
	週 1 回確認	－
	2 週間に 1 回確認	1
	月 1 回確認	6

第3章 難病

ポイント

- ・平成27年1月1日から、「難病対策要綱」の改正に伴い、「難病患者の医療等に関する法律（難病法）」が施行され、令和6年4月1日より対象疾患が338疾患から341疾患となった。また、「障害者総合支援法」の対象となる疾病も366疾病から369疾患に拡大し、対象疾患該当者は支援を受けることが可能となった。
- ・難病対策地域協議会では、災害時に備えた避難行動要支援者の情報共有のしくみや個別避難計画の策定について、市町や医療機関、事業所等と現状を共有し課題解決に向けて協議している。

1 難病対策の実施状況

（1）特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）

平成27年1月1日から難病法の施行に伴い、医療費助成の対象疾患が特定疾患から指定難病に名称変更され、より多種類の難病に対する医療費の公費負担制度が開始された。

（表1）

表1 特定医療費（指定難病）医療受給者（旧：特定疾患医療受給者）状況（単位：人）（R6年3月31日時点）

年度	市町村別	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内
R元		239	66	68	61	434
R2		247	71	71	65	454
R3		269	75	77	66	487
R4		256	71	77	67	472
R5		265	80	75	71	491

（2）在宅難病患者家庭訪問指導事業

在宅療養中の重症患者やニーズの高い者に対し、当センター職員が家庭訪問して、療養および日常生活にかかわる相談指導や他機関との連絡調整を行い、患者・家族の生活上の悩みごとや疾病に対する不安の軽減を図っている。（表2）

表2 令和5年度在宅難病患者家庭訪問指導状況（単位：人）

疾患名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症	2	9
パーキンソン病	2	3
多系統萎縮症	2	2
多発性硬化症/視神経脊髄炎	1	1
悪性関節リウマチ	1	2
潰瘍性大腸炎	1	1
合計	9	18

（3）在宅難病患者訪問指導（診療）事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な患者・家族に対して、専門医・理学療法士等による診療班がセンター職員とともに家庭訪問し、専門的なアドバイスや個々の状況に応じた相談援助を行っている。令和5年度は、筋萎縮性側索硬化症の患者1名に対

して理学療法士と訪問し、歩行器具や療養生活について助言を行った。

本事業は個々の状況に応じた対応ができるため、実際に訪問指導を受けた患者の満足度は高いものの、実施数は少ない。申請時の面接や家庭訪問指導事業を通じて、対象者を適切に選定する必要がある。

（４）特定疾患患者相談事業

特定医療費（指定難病）患者およびその家族に対し疾病等の不安解消を目的に相談会を開催している。

若狭管内には、患者会がなく同病者と悩みや問題を共有することの効果は大きく、参加者からは継続した開催の希望が多い。患者数の多い疾患を対象に実施しているが、参加者数が少ないため、患者・家族が参加しやすいよう、周知方法や内容等を工夫することが必要である。（表３）

表３ 特定疾患患者相談事業の実施状況

開催日	内 容	参加者
令和６年 １月１８日 （木）	難病患者・家族対象相談会 ・講座「ステロイド薬についていっしょに学びましょう」 ・交流会 相談員：杉田玄白記念公立小浜病院 薬剤師	１１名

（５）難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）

多様化している個々のニーズに対応していけるよう、支援者の気づきや思いを相互に情報共有し、多職種との連携、ネットワークづくり等の在宅医療・療養生活を支えるための支援体制が必要である

令和３年５月に災害対策基本法改正が行われ、市町村に対して個別避難計画の策定が努力義務化された。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、市町村において支援が必要な難病患者等を把握し、市町村と都道府県等間で情報共有する仕組みを構築するなどの取り組みが必要とされている。そのため、令和４年度は、若狭管内においても市町の作成する個別避難計画が、発災時に有効活用できるように管内関係機関で情報交換を行い、それぞれが役割を意識して発災に備えられるよう協議会を開催した。（表４）

表４ 難病対策地域協議会 開催状況

開催日	内 容	参加者
令和６年 ３月１２日 （火）	・能登半島地震災害派遣報告 ・指定難病患者への聞き取り報告 ・市町、関係機関への事前アンケートおよび聞き取り調査結果 ○社会福祉協議会、訪問看護ステーションより ○各市町より ・Ｒ６年能登半島地震時の対応 ・避難行動要支援者対策の推進状況 ４．意見交換（避難行動要支援者対策について） （個別避難計画の推進、福祉避難所の体制、避難訓練等） ○現状の把握 ○問題点と解決策・能登半島地震災害派遣の報告	３１人

(6) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成 22 年度から人工呼吸器を装着し、在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、一時入院および医療機関または指定訪問事業者が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に実施している。平成 24 年度からは気管切開患者を装着している重症難病患者の介護を行う者も対象となった。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、1 日につき 4 回以上の訪問看護が必要であると医師に認められる患者を対象として、訪問看護ステーション等に必要な費用を交付する（年間 260 回を限度とする）ものである。令和 2 年 3 月末に福井県と管内の訪問看護ステーションで契約が結ばれた。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っている在宅の難病患者に対して、災害発生時の安全確保および適切な避難が図れるよう、災害時個別対策マニュアルの作成を行っている。

令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

発災に備え、人工呼吸器の電源を確保するために補助金を交付する事業が令和 2 年 9 月末から開始した。福井県に住所を有しており、24 時間継続して人工呼吸器を使用しながら在宅療養を行っている患者が対象となる。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

第4章 精神保健

ポイント

- ・入院患者数、通院患者数ともに横ばいで経過している。
- ・自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加している。
- ・当センターへの相談内容は、老人や社会復帰、アルコール等依存症、心の健康相談等様々であり、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家族や周囲への迷惑行為等の問題解決困難な相談も多く見られる。
- ・令和5年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。

1 精神保健福祉の動向

管内の患者・精神障がい者の状況は以下のとおりである。

最近の市町別入院通院患者の動向としては、入院患者数は180人前後、通院患者数は1,400人前後で推移している。（表1）

自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。（表2・3）

表1 市町別入院通院患者数

（単位：人）

種別 市町名		入院患者（令和6年3月末時点の入院患者数）												通院患者 (令和6年3月 1か月間の実人数)		
		合計			措 置			医療保護			任 意			計	男	女
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
県 内		1,671	746	925	3	1	2	1,013	471	542	625	267	358	36,734	16,545	20,189
小 浜 市		88	43	45	0	0	0	53	28	25	35	15	20	815	361	454
高 浜 町		13	9	4	0	0	0	7	6	1	6	3	3	157	72	85
おおい町		17	11	6	0	0	0	13	10	3	4	1	3	143	58	85
若狭町＊		59	29	30	0	0	0	33	16	17	26	13	13	473	208	265
管 内		177	92	85	0	0	0	106	60	46	71	32	39	1,588	699	889
管内	R5年3月	167	82	85	1	1	－	96	49	47	70	32	38	1,428	614	83
	R4年3月	181	82	99	－	－	－	106	49	57	75	33	42	1,468	637	831
	R3年3月	192	86	106	－	－	－	111	49	62	81	37	44	1,332	598	734
	R2年3月	202	97	105	－	－	－	114	52	62	88	45	43	1,469	659	810
	H31年3月	190	85	105	1	1	－	97	45	52	92	39	53	1,424	620	804

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

表2 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
管内*	684	379	720	671	759
県内	13,099	10,168	14,769	15,043	16,084

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

※令和2年度の所持者数については、有効期間延長措置を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めない。

表 3 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:人)

市町名	年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R5 内 訳		
							1 級	2 級	3 級
小 浜 市		218	231	226	226	240	9	185	46
高 浜 町		60	60	64	66	66	3	50	13
おおい町		50	50	47	53	57	3	37	17
若 狭 町*		98	99	96	104	108	4	82	22
管 内		426	440	433	449	471	19	354	98
県 内		7,063	7,287	7,774	8,151	8,655	334	6,105	2,216

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

2 精神保健福祉相談

管内における精神障がい者の通報は、令和 5 年度は 7 件であった。(表 4)

相談内容は認知症、依存症（アルコール・ギャンブル・薬物）、思春期、心の健康づくり等様々である。また、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家庭内暴力や周囲への迷惑行為の問題、ひきこもり等解決困難な相談もある。本人家族だけでなく、関係機関の支援者からの相談もあった。(表 5)

表 4 管内精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況 (単位:件)

区分 年度	申請者の通報件数							緊急措置 (再)	処 理 状 況				
	一般 2 2 条	警察官 2 3 条	検 察 官 2 4 条	保 護 観 察 所 長 2 5 条	矯 正 施 設 所 長 2 6 条	病 院 管 理 者 26-2 条	計		鑑 定 実 施			調 査 の み	
									要措置	不 要 措 置			
										入院医療	通院医療	一次診察 のみ実施	
R 元	-	4	-	-	1	-	5	-	-	-	-	4	1
R2	-	6	1	-	2	-	9	-	1	-	-	5	3
R3	-	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	1	3
R4	-	7	1	-	1	-	9	-	4	-	-	3	2
R5	-	5	1	-	1	-	7	-	1	-	-	3	3

表 5 精神保健福祉相談・訪問指導状況 (令和 5 年度)

(単位:件)

		老 人	社会復帰	アルコール	薬物・ギャンブル	思春期	心の健康	その他	合 計
定例精神相談 (専門医による)	所内	1		1			8	6	16
		(1)		(1)			(8)	(5)	(15)
	所外								0
									(0)
面接相談			2				14	1	17
			1				(9)	(1)	(11)
訪 問		11	5	5			10	1	32
		(1)	(1)	(1)			(4)	(1)	(8)
電 話		17	9		1		31	18	76
		(16)	(6)		(1)		(26)	(16)	(65)
関係機関との 連絡調整		9	16				19	7	51
		(5)	(3)				(10)	(4)	(22)
									延べ人数 (実人数)

3 ひきこもり対策

令和2年4月から当センター内に、福井県総合福祉相談所ホッとサポートふくいが運営する「福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライト」が開設された。管内のひきこもりに関する相談については、ひきこもり支援コーディネーターと連携し対応している。

4 ネットワーク体制の整備

精神障がい者等が、地域でより良いサービスが受けられ安心して生活できるよう、ケース検討会や精神保健福祉連絡会、自立支援協議会等で関係機関の連携を強化するとともに地域の支援体制について検討している。

令和3年度からは、「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議会を開催している。(表6)

表6 令和5年度『若狭地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会』開催状況

回	開催日	内容	参加数
第1回	令和5年6月22日(木) 14:00～16:00	・講義:「精神保健福祉法改正内容を地域の支援体制づくりにどう活用するか?を考えていくために」 講師:福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科准教授 岡田隆志氏 ・グループワーク:退院支援を進めるために関係機関と連携してできること	27名
第2回	令和5年12月6日(水) 13:30～15:30	・マッチングシートを活用した各機関プレゼンテーション ・結果報告	12名

5 自殺対策

我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺の防止および自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど自殺対策を総合的に推進している。

＜福井県の取り組み＞

自殺対策緊急強化特別事業は、①地域における気づき力の強化、②相談しやすい体制の充実、③命をつなぐ民間団体との活動支援、を対策の柱として平成21年度から様々な事業を展開している。

(1) 管内の状況

令和5年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。(表7)

(表 7) 管内および県内の自殺死亡者数の推移

年 市町名	R 元	R2	R3	R4	R5
小 浜 市	5	5	8	3	4
高 浜 町	1	0	0	1	0
おおい町	0	1	3	2	1
若 狭 町*	3	3	4	4	2
管 内	9	9	15	10	7
県 内	113	126	128	114	99

*旧三方町を含む。

(警察庁自殺統計(自殺日・住居地)より)

(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会

管内では、平成 22 年度から関係機関が連携・協力体制を構築し、自殺対策に主体的に取り組む地域基盤づくりを目的とした若狭地域自殺対策連絡協議会を設置した。

○構成機関(36 機関)

分 野	機 関
医 療	杉田玄白記念公立小浜病院、医療法人嶺南こころの病院、小浜医師会
司 法	小浜ひまわり基金法律事務所、福井県司法書士会
警 察	小浜警察署
消 防	若狭消防本部
金融機関	福井銀行小浜支店、福邦銀行小浜支店、小浜信用金庫、北陸労働金庫小浜支店、JA 若狭
労 働	敦賀労働基準監督署、福井産業保健総合支援センター、小浜公共職業安定所、小浜商工会議所、高浜町商工会、おおい町商工会、わかさ東商工会
福 祉	小浜市社会福祉協議会、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、若狭つくし会、ふくい若者サポートステーションサテライト、若狭ものづくり美学舎
教 育	県立若狭高等学校、県立若狭東高等学校、青池学園高等学校、
行 政	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町、嶺南消費生活センター、福井県総合福祉相談所、嶺南振興局若狭健康福祉センター(事務局)

①会議の開催

管内の自殺者数の減少に向け、協議会の構成機関と連携し取り組みを進めている。

表 8 令和 5 年度『若狭地域自殺対策連絡協議会』会議実績

開催日	内容	参加数
令和 5 年 12 月 20 日(水) 15:00～17:00	・自殺の現状および自殺対策計画について ・協議会の活動と取り組みについて	21 名

②普及啓発

- ・悩みごと相談会のチラシを作成・配布

9 月、3 月の相談会チラシの裏面に、『若狭地域における各機関の定例無料相談一覧』を掲載して関係機関に配布した。

- ・管内の公共施設、コンビニエンスストア等のトイレに「こころの相談カード」を設置し、悩みを抱える人に対して相談先を周知している。

③悩みごと総合相談会

- ・9 月の自殺予防週間、3 月の自殺予防月間に合わせて年 2 回実施した。(表 9)

表 9 悩みごと総合相談会実施状況

日時	内容	参加実績	場所
令和 5 年 9 月 23 日（土） 13:00～16:00	○悩みごと何でも相談会 （相談内容） ・法律相談（借金、相続、離婚） ・精神相談（精神疾患、対人関係、ストレス、発達障害、依存症等） ・介護、子育て、ひきこもり等相談 ・就労相談（生活困窮、自立生活）	4 件	若狭健康福祉センター
令和 6 年 3 月 17 日（日） 13:00～16:00	同上	9 件	若狭健康福祉センター

④若者のための臨床心理士相談会

悩みを抱える生徒、保護者の問題解決や環境を整えることができるよう、令和元年度から「生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談会」を開催している。

第5章 母子保健

ポイント

- ・育児不安解消サポート事業では、妊婦・就学前の子どもをもつ母、父、家族の育児不安やメンタル不調の改善をはかるため、精神科医師や臨床心理士等による個別相談を実施している。令和5年度は年間7回開催した。
- ・自治体で母子保健業務の経験が豊富な保健師OBを母子保健スーパーバイザーとして配置し、市町支援を強化した。

1 医療給付

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり医療費も高額となることから、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行っている。疾病別の状況は、内分泌疾患によるものが最も多く、次いで慢性心疾患となっている。(表1)

表1 小児慢性特定疾患給付件数 (単位:件)

年度 種別	R元	R2	R3	R4	R5				
					合計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
悪性新生物	3(3)	3(3)	7(3)	6(6)	6(4)	3(3)	2(1)	-	1(0)
慢性腎疾患	5(4)	5(4)	4(3)	5(4)	5(5)	2(2)	2(2)	-	1(1)
慢性呼吸器疾患	2(1)	2(2)	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-
慢性心疾患	10(9)	10(10)	10(10)	10(10)	9(9)	5(5)	-	2(2)	2(2)
内分泌疾患	19(16)	19(17)	14(14)	13(13)	12(11)	7(6)	2(2)	-	3(3)
膠原病	1(1)	3(1)	2(2)	3(2)	4(4)	2(2)	1(1)	1(1)	-
糖尿病	2(2)	3(2)	4(3)	4(4)	3(3)	2(2)	1(1)	-	-
先天性代謝異常	-	-	-	1(0)	1(1)	-	-	1(1)	-
血友病等 血液・免疫疾患	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	3(2)	1(1)	2(1)	-	-
神経・筋疾患	4(4)	6(4)	6(6)	6(6)	6(6)	4(4)	1(1)	-	1(1)
慢性消化器疾患	3(1)	4(3)	4(4)	5(4)	5(5)	3(3)	-	1(1)	1(1)
染色体又は遺伝子 変化伴う症候群	-	1	2(1)	3(2)	2(2)	2(2)	-	-	-
皮膚疾患群	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	50(42)	57(47)	55(48)	59(53)	56(52)	31(30)	11(9)	5(5)	9(8)

※ () 内は前年度より継続して給付を受けた者(内数)

(2) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療は、令和4年4月1日より保険適用となった。県では、令和4年10月5日に助成制度を改正し(令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療から適用)、保険適用となる特定不妊治療(先進医療を組み合わせる場合も含む)、国で審議中の技術と組み合わせ実施する特定不妊治療、保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療に対して、1回あたりの自己負担額が6万円を超えないように助成を行った。また、令和4年度は保険適用の経過措置として年度をまたぐ自費診療に対しても助成を行った。(国経過措置)(表2)

表 2 特定不妊治療費助成件数（延べ）

【保険適用前】（単位：人）

回数別	年度	R 元	R2	R3
1 回目		32	14	34
2 回目		21	14	17
3 回目		12	15	7
4 回目		11	9	5
5 回目		8	8	3
6 回目		7	7	3
7 回目以降		27	4	10
男性不妊治療		1	-	1
合 計		119	71	80

【保険適用後】（単位：人）

回数別	年度	R4	R5
国経過措置		10	-
保険診療で実施		16	28
先進医療および組み合わせて保険診療で実施		25	37
国で審議中の技術等と組み合わせて実施		0	1
保険適用回数終了後		2	1
男性不妊治療		1	1
合 計		54	68

2 人工妊娠中絶

管内医療機関から報告された人工妊娠中絶の件数を取りまとめ、国へ報告。（表 3）

表 3 年代別人工妊娠中絶数

（単位：人）

年齢別	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
15 歳未満		-	-	-	-	-
15 歳		-	-	-	-	-
16 歳		-	-	-	-	-
17 歳		-	-	-	-	-
18 歳		-	-	1	-	1
19 歳		1	1	-	1	-
20～29 歳		2	3	4	4	2
30～39 歳		3	3	2	1	3
40～49 歳		2	2	2	1	1
合 計		8	9	9	7	7

3 母子保健相談実施状況

妊産婦、新生児、乳幼児の訪問指導は各市町の保健師等が行っている。（表 4）

平成 25 年度から母子保健法の一部改正に伴い、未熟児の訪問指導も市町に権限移譲された。当センターは、小児慢性特定疾病や育児不安解消サポート事業の対象者で支援が必要と考えられる場合、保健師が相談対応や家庭訪問を行っている。（表 5）

表 4 令和 5 年度市町別対象別母子訪問活動

（単位：人）

種別 市町名	妊 婦		産 婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児または 低出生体重児		乳 児		幼 児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
小浜市	9	17	160	160	10	10	14	14	151	164	114	149	14	33
高浜町	52	53	67	70	19	19	4	5	44	45	29	32	0	0
おおい町	0	0	31	37	1	1	5	5	31	36	1	1	3	11
若狭町*	12	12	71	77	14	4	1	1	71	84	6	6	0	0
合 計	73	82	329	344	44	34	24	25	297	329	150	188	17	44

*旧三方町を含む。

表 5 令和 5 年度長期療養児・障がい児相談状況（若狭健康福祉センター）（単位：人）

相談									訪問		電 話 相 談 (延 人 員)
実 人 員	延人員								実 人 員	延 人 員	
	申請等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食 事 ・ 栄養	歯科	その他			
58	58	0	0	0	0	0	0	0	4	7	15

4 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたすが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能である。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施している。

管内の令和 5 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 0 件であった。（表 6）

表 6 先天性代謝異常等検査（単位：件）

年度		R 元	R2	R3	R4	R5
要精密検査者		1	－	1	－	－
要精密検査 結果	要治療	1	－	－	－	－
	経過観察	－	－	1	－	－
	異常なし	－	－	－	－	－

5 育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）

育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図る目的で毎月実施している。対象者は妊娠中または就学前児童を育てる父、母やその家族で、育児ストレス、育児不安が強い方、または親子関係、家族関係、対人関係等に悩んでいる方である。保護者に対しては精神科医、臨床心理士による個別相談を実施、子どもには保育士、家庭相談員等が関わり遊びや保育を通じて行動や感情表現等の観察を実施し、今後の方針を検討している。現在の利用者は複雑な育児不安を持ったケースや家族関係に悩むケースなど様々で、精神科医や臨床心理師による個別相談の利用も多い。

令和 5 年度の育児不安解消サポート事業への保護者の参加実人数は 9 人、参加延人数は 10 人であった。（表 7）

表 7 育児不安解消サポート事業参加状況（単位：人）

年度		R 元	R2	R3	R4	R5
種別	実人数	30	9	7	6	9
	延人数	65	16	17	7	10
子ども	実人数	35	3	5	4	8
	延人数	76	6	9	4	9

6 母子保健支援事業

近年、産後うつ等の専門的な支援が必要な妊産婦が増加し、母子保健に対するニーズも多様化・高度化している。そこで、母子保健スーパーバイザーを配置し、母子保健の専門的な技術伝承や困難事例の対応指導を行うことにより、市町および県の母子保健人材を育成し、母子保健サービスの水準向上を図っている。また、保健・医療・福祉等の地域の関係機関が相互の業務について理解を深め、支援を必要とする妊産婦およびその家庭に効果的な支援が提供できる体制整備を行っている。

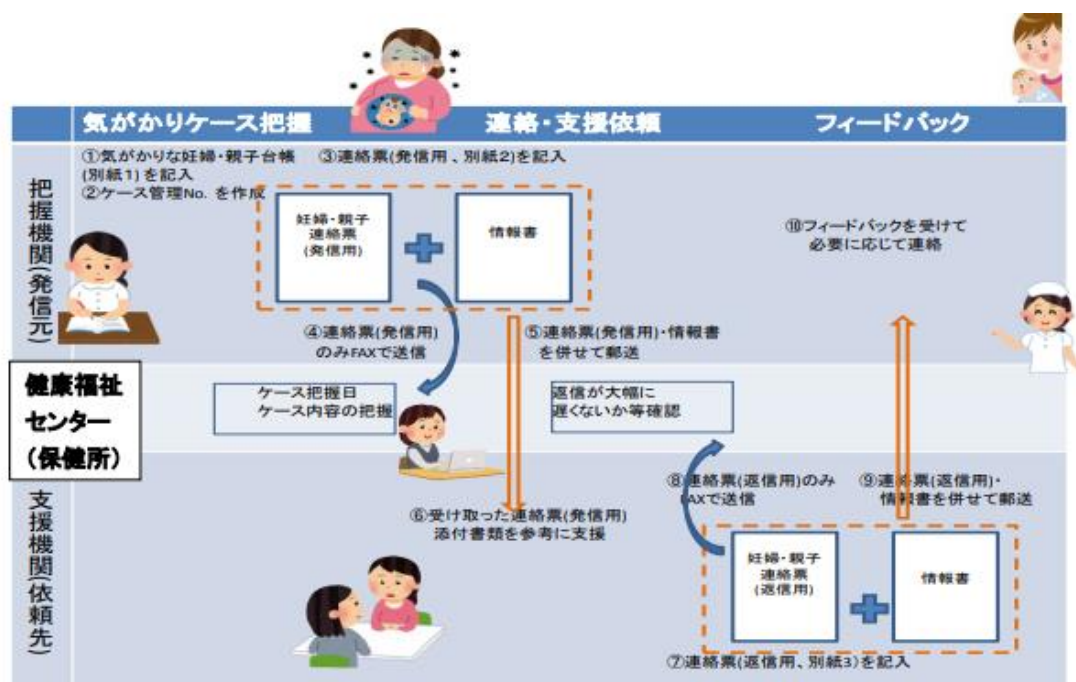
令和5年度は、市町の母子保健分野と医療機関（産科・精神科）等が互いの理解を深め、連携した支援をするため、連携会議を開催した。（表8）

表8 母子保健連絡会実施状況

開催日	内容	参加者
令和5年 5月31日（月）	- 母子保健支援事業について - 気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムについて - 情報交換	19名 杉田玄白記念公立小浜病院（産科・精神科）、小浜助産師会うぶごえ、管内各市町母子保健担当保健師、県こども未来課母子ケアグループ、若狭健康福祉センター

7 福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム

平成29年7月から、県内全域において気がかりな妊婦・親子を関係機関が早期に把握し、連携することを目的に「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを開始した。（表9）



(表 9) 令和 5 年度 管内妊婦・親子連絡票発信・返信件数

発信数 (件)	返信数 (件)
39	22

8 市町における母子保健事業

(1) 1 歳 6 ヶ月児健康診査

令和 5 年度 1 歳 6 ヶ月児健診では、対象者 417 人中受診者は 413 人で受診率は 99.0% であった。(表 10)

表 10 令和 5 年度 1 歳 6 ヶ月児健康診査受診者数 (単位: 人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管 内
対象者数	210	72	61	74	417
受診者数	207	71	61	74	413
受診率(%)	98.6	98.6	100	100	99.0
異常なし	109	46	45	38	238
要経過観察	74	21	15	34	144
要治療	7	0	0	0	7
要精密検査	10	1	1	2	14
精密検査受診者数	7	1	1	2	11

*旧三方町を含む

(2) 3 歳児健康診査

令和 5 年度 3 歳児健診では、対象者 453 人中受診者は 448 人で受診率は 98.9% であった。(表 11)

表 11 令和 5 年度 3 歳児健康診査受診者数 (単位: 人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管 内
対象者数	217	73	68	95	453
受診者数	212	73	68	95	448
受診率(%)	97.7	100	100	100	98.9
異常なし	115	37	38	25	215
要経過観察	56	9	21	33	119
要治療	8	0	2	0	10
要精密検査	32	19	6	28	85
精密検査受診者数	28	12	4	26	70

*旧三方町を含む。

第6章 健康増進

ポイント

- ・食環境整備の一環として「ふくい 100 彩ごはん」の取組みや管内市町と連携して減塩対策を行っている。
- ・国民健康保険加入者のうち禁煙希望者に対して、医療機関および薬局と連携した禁煙支援を推進している。

1 健康づくりの推進

「健康日本 21（第三次）」や「第5次元気な福井の健康づくり応援計画（令和6年3月改訂）」を推進するために、当センターは、食環境の整備や栄養や運動等の生活習慣改善の推進を行っている。

（1）食環境整備

飲食店およびスーパー等を対象に本県の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったメニューを募集し、県が定めた認証条件に該当したメニューを「ふくい 100 彩ごはん」として認証した。認証メニューは、県のホームページおよび SNS（YouTube）に掲載し、外食・中食（調理されたものを持ち帰り家で食べる）、配食サービス利用時に健康に配慮した食事ができる食環境整備に努めた。（表1）

さらに、県内全域で高血圧が健康課題であることや、管内市町は県と比較して、虚血性心疾患の SMR（標準化死亡比）※が高い現状から、高血圧症の要因の一つである減塩対策を、管内市町と連携して行い、心血管疾患による死亡者数の減少や健康寿命の延伸を図っている。令和5年度はスーパーと連携して減塩商品にステッカーを設置し、住民に対する減塩商品の利用促進に関する取組みを行った。

※SMR（標準化死亡比）：人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標のこと

表1 令和5年度 若狭管内の「ふくい 100 彩ごはん」認証店舗数

	定食・弁当	惣菜	配食サービス	社員食堂	合計数
店舗数	5	13	4	4	26

（2）食品表示の適正化（健康の増進に関する表示）

食品の表示は複数の法で規定されているが、健康の増進に関する表示は、主に食品表示法と健康増進法で定められている。食品表示法では栄養成分表示について、健康増進法では健康効果に関する虚偽誇大表示の禁止について規定している。当所では、住民からの通報や調査で発覚した不適正な表示や広告に対する指導および食品関連事業者等からの相談に応じている。（表2）

表2 令和5年度 管内における食品表示に関する指導・相談状況

区分	指導・相談件数
栄養成分表示（食品表示法）	6
健康保持増進の虚偽誇大広告（健康増進法）	1

（3）食生活改善推進員による活動

本県における食生活改善推進員は福井県食生活改善推進員連絡協議会（以下、福食連）に加入し、地域でのボランティア活動を通じた栄養改善を行っている。当管内においては1

市３町で福食連若狭支部を構成しているが、小浜市以外の３町は福食連を休会しているため、小浜市における活動状況を下記に示す。（表３）

表３ 令和５年度 福食連若狭支部 活動状況

推進員数	区分	子どもの健康、食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
164	延べ回数	158	199	462	112	931
	延べ人数	1,248	2,064	1,159	1,956	6,427

※日本食生活協会・福井県食生活改善推進員連絡協議会の活動状況

（４）運動習慣の推進

主に働き世代が運動に気軽に取り組み、１日の歩行数を１,０００歩増やすことを目的に、「スニーカービズ」（歩きやすい靴で通勤・勤務を行うこと）を推進した。

２ がん対策

「がん対策基本法」が平成１９年４月から施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定された。福井県では、がん予防・検診・治療日本一を目指し「第４次福井県がん対策推進計画」（令和６年３月策定）により、「健康長寿ふくい」の実現に向けてがん対策を総合的に推進している。

（１）がん検診受診率

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がん死亡者数を減少させることができる確実な方法であり、現在、市町および職域において実施している。管内の市町が実施している検診受診率は下記のとおりである。（表４）

表４ 市町が実施した 70 歳未満のがん検診受診率 (単位：％)

種別 年度 市町名	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
小浜市	13.9	13.1	21.8	23.7	24.6	24.9	57.8	64.6	55.3	58.9
高浜町	67.9	64.8	91.5	92.1	108.9	109.4	124.5	117.9	122.1	117.4
おおい町	50.0	46.2	41.1	46.0	48.5	51.7	101.3	103.1	96.1	98.0
若狭町*	30.7	35.1	48.0	44.4	51.1	47.1	97.7	100.3	94.7	98.5

※本受診率は、国の示す市町推計対象を使用しているので、場合によっては１００％を超える場合も有りうる。（がん検診を実施していない事業所の就業者が市町がん検診を受診している場合等）

※旧三方町を含む。

（参考） 受診率（胃・肺・大腸）＝ $\frac{1 \text{ 年間にがん検診を受診した 70 歳未満の人数（集団・個別）}}{\text{該各市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 70 歳未満の男女}}$

受診率（乳・子宮）＝ $\frac{(\text{前年度 70 歳未満の受診者数} + \text{当年度 70 歳未満の受診者数} - 2 \text{ 年連続 70 歳未満の受診者数})}{\text{該各市町村の区域内に居住地を有する対象年齢の女性}}$

（乳 40 歳以上・子宮 20 歳以上 70 歳未満）

出典：県保健予防課

（２）がん検診受診促進キャンペーン

がん検診普及啓発のため、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対してがん予防や健診受診について説明し、パンフレットを配布した。（表６）

表 6 令和 5 年度がん検診受診促進キャンペーン実施内容

実施日	場 所	内 容	参加数
6 月 7 日（水）	パレア若狭	令和 5 年度労働行政重点施策説明会	74 人
9 月 6 日（水）	パレア若狭	令和 5 年度全国安全衛生週間説明会	69 人

3 受動喫煙防止、禁煙支援対策

当センターでは、5 月 31 日の「世界禁煙デー」を中心とした「禁煙週間」に、ポスター掲示を行い、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対して受動喫煙防止を啓発している。また、市町の特定健診・特定保健指導を受診した禁煙に関心を持つ者に対して禁煙外来による禁煙治療や薬局での禁煙相談を促している。また、令和 4 年度は、後述の若狭地域・職域連携推進協議会の活動の一環として、管内の医療機関、薬局や市町等に禁煙ポスターや禁煙手帳を配布して、受動喫煙防止および禁煙支援活動の促進を図った。

4 若狭地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健が共同して健康づくりを推進していくことを目的に平成 20 年度より健康課題の解決に向けた事業を実施した。令和元年度からは、改定健康増進法が施行されたことに伴い、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援として、医療機関、調剤薬局や市町で構成する「若狭地域 禁煙支援協議会」を発足して体制整備を進めた。（表 7）（表 8）

表 7 若狭地域・職域連携推進協議会活動内容

年度	内 容
平成 20 年度～平成 24 年度	がん検診の機会提供やがん検診受診勧奨による受診率向上に向けた対策を検討した。
平成 25 年度～平成 30 年度	メタボリックシンドローム対策として食・運動習慣に関する目標を掲げ、参加機関がそれらの目標の達成に向けて m y 企画書を作成して、その内容を実践した。
令和元年度～	独自の紹介状様式を用いて、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進

表 8 令和 5 年度 若狭地域・職域連携推進協議会開催状況

開催日	内 容	参加者	
令和 6 年 3 月 14 日	- 参加機関と紹介状を使用した禁煙支援事業の現状を共有し、今後の取組みに生かす。 - 減塩対策の現状を共有し、各機関が実施できる減塩対策を検討する	22 名	禁煙外来医師、歯科医師、調剤薬局薬剤師、労働基準監督署、保険者、各市町商工会事務局長、事業所健康管理担当者、食品販売事業者、市町担当者

5 給食施設指導・支援、市町支援

（1）給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して継続的に 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、1 回 20 食以上または 1 日 50 食以上提供する「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるように栄養士の配置や栄養管理に関する指導・助言を行っている。（表 8、9）

表 8 令和 5 年度給食施設数および栄養士・管理栄養士配置状況

施設別		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学 校	3	3	1	1	1	2	3	11
	病 院			3	10	6			
	介護老人保健施設	1	2						
	介護医療院								
	老人福祉施設	2	3	1	1	1			
	児童福祉施設	1	1				3	4	4
	社会福祉施設								
	そ の 他								
	計	7	9	5	12	8	5	7	15
その他の給食施設	学 校	1	1						11
	病 院			1	1	1			0
	介護老人保健施設			2	2	3			0
	介護医療院	1	1						0
	老人福祉施設	1	1	3	5	3	3	4	11
	児童福祉施設	1	1				2	2	15
	社会福祉施設			1	2	3	2	2	3
	事 業 所								
	寄 宿 舎						0	0	1
	そ の 他	1	1				0	0	6
	計	5	5	7	10	10	7	8	47

(衛生行政報告例)

表 9 令和 5 年度 栄養管理に関する指導・助言件数

施設別		施設数	個別指導		集団指導	指導・助言件数 (実数)
			巡回指導数	その他の相談件数		
学 校	29	25	0	0	0	25
病 院	4	4	0	0	4	4
介護老人保健施設	3	0	0	0	3	3
介護医療院	1	0	0	0	1	1
老人福祉施設	21	0	0	0	21	21
児童福祉施設	26	4	0	0	26	26
社会福祉施設	6	0	0	0	6	6
寄 宿 舎	0	0	0	0	0	0
そ の 他	7	0	0	0	7	7

(2) 給食施設および市町に対する支援

管内給食施設や市町の健康づくり担当者を対象に連絡会の開催や情報発信を行い、適切な栄養管理の実践に向けた支援や地域課題の解決に向けた施策の推進を行っている。

(表 10)

表 10 令和 5 年度 健康増進指導事業実施状況

実施 月日	開催場所	目的	内容・講師名	参加者および参加者数	備考
7 月	—	給食施設における感染症対応の確認	給食施設における新型コロナウイルス感染症患者に関する調査 (Forms)	管内医療機関、老人福祉施設、社会福祉施設等 23 施設	
7 月～ 8 月	—	減塩対策	スーパー等における減塩商品の取扱い実態調査	スーパー、ドラッグストア 30 店舗中 13 店舗から回答	
7 月 11 日	若狭 HWC 大会議室		第 1 回健康づくり市町担当者連絡会	市町職員 6 名	
11 月 15 日			第 2 回健康づくり市町担当者連絡会		
R6 年 2 月、 3 月	Teams		健康づくり市町担当者ミーティング	市町職員 10 名程度	
11 月 下旬 ～2 月	スーパー等		スーパーでの減塩商品に対する POP 設置	実施店舗 スーパー 8 店舗	市町 担当 者と 同行
1 月	メール、 FAX 等	食環境整備	SNS (YouTube) によるふくい 100 彩ごはんの紹介	管内給食施設、市町、認証店舗 計 61 施設	
3 月	メール	管内施設に対して、給食施設における災害時食事提供に関する状況を共有する	災害時における食事提供に関する実態調査の報告	管内給食施設	

(3) 「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進

患者および利用者の転院・転所・在宅移行時に栄養に関する情報共有を円滑に行うことを目的に、食形態共有ネットワーク事業の取り組みの一環として、平成 28 年度に管内 17 施設の摂食・嚥下に配慮した食事の情報をまとめた「食形態共有一覧表」を作成し、令和 5 年度末に第 6 版を発行した。

第7章 歯科保健

1 歯科保健対策の現状

国では、「生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそう」という8020（ハチマル・ニイマル）運動を提唱し、生涯を通じた歯および口腔の健康増進を推進している。

本県では、3歳以降就学前までにむし歯を持つ子どもが増えるため、「子どもの歯の健康プロジェクト」として、保育所・幼稚園・認定こども園の4、5歳児を対象にフッ化物洗口の実施を推奨している。また、妊産婦を対象に、（一社）福井県歯科医師会に委託して無料歯科健診を実施し、妊産婦から小児期における虫歯予防対策を行っている。

2 市町における歯科保健事業

住民に身近な市町において、生涯にわたる歯科保健事業が実施されている。（表1）

表1 令和5年度 歯科保健対策の現状

市町名 区分	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町
妊産婦	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知 スマイルマルシェ	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知
乳幼児	6ヵ月児健診 1歳児育児相談 1歳6ヵ月児健診 3歳児健診	6～7ヵ月育児相談 1歳6ヵ月児健診 2歳親子歯科健診 3歳児健診	6～7ヵ月児（集団指導） 1歳6ヵ月児健診 2歳児健診 3歳児健診	7ヵ月児育児教室 10ヵ月児育児教室 12ヵ月児育児教室 1歳6ヵ月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診
学童期				
成人期	歯周病健診（40歳、50歳）	大人の歯科検診 （40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）	おとなの無料歯科健診 （18歳以上）	歯周病検診（18歳以上）
高齢期 要介護者	一般介護予防事業 「ココカラ元気教室」 （口腔機能向上、摂食と嚥下機能の向上） ふれあいサロン（健口体操） 後期高齢者歯科健康診 査事業（福井県後期高齢 者医療広域連合実施）	大人の歯科検診 （65歳、70歳）	介護予防教室 （口腔指導） 老人クラブ健康相談 （相談） おとなの無料歯科健診	一般介護予防事業 口腔機能向上「お口の教 室」 後期高齢者歯科健康診 査事業（福井県後期高齢 者広域連合）
その他		広報たかはまにおける 啓発		子育て支援センターで 乳児を対象にした口腔 機能について学ぶ広場 開催 各保育所で保育士によ る歯磨き教室開催

内は医療機関委託で実施。

第5編 医 療

第1章 医療対策

ポイント

- ・ 福井県医療計画の進捗管理と、若狭地域における在宅医療の充実・強化を図るために、地域医療連携体制協議会を開催し、関係機関や多職種の連携体制について検討している。
- ・ 病院および一般・歯科診療所に対して立入検査を実施している。

1 医務関係業務

(1) 地域医療の推進

① 医療施設

管内の医療施設は表1のとおりである。

医療施設に対しては、医療法の規定に基づき立入検査を実施しており、法で定められた人員や構造設備を有しているか、適正な管理を行っているかを確認している。

表1 医療施設数および立入検査件数

(R6.4.1時点)

区分 市町名	病 院											一般診療所				歯科診療所
	施 設 数					病 床 数						施 設 数			病床数	
	総数	精神	結核	一般	療養	総数	精神	感染	結核	一般	療養	総数	有床	無床		
小 浜 市	2	-	-	1	1	516	100	2	8	296	110	18	-	18	-	9
高 浜 町	1	-	-	1	-	90	-	-	-	40	50	8	-	8	-	2
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	6	19	3
若 狭 町	1	1	-	-	-	170	170	-	-	-	-	4	1	3	19	2
管 内	4	1	-	2	1	776	270	2	8	336	160	37	2	35	38	16
立入検査件数	10															

※医療施設には介護老人保健施設および保健所を含む。

② 医療従事者

医師等医療従事者については2年ごとに関係法令に基づき調査を実施しており、管内の医療従事者数は表2のとおりである。

表2 医療従事者数

年 度	医 師	歯科医師	薬剤師	看護職	歯科衛生士	歯科技工士
H28	106	25	80	824	36	9
H30	106	25	85	814	36	5
R2	98	29	83	855	38	11
R4	108	30	90	996	49	9

※人数は各年度の12月末現在。旧三方町を含む。

(2) 嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

嶺南地域の医療提供体制の確保を目的に地域医療構想の策定および実現に向けた関係者との協議および調整を行うため、表3の会議を開催した。

表 3 令和 6 年度嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

日時・場所	内 容	参加 数
R6 年 3 月 14 日 (木) 19:00～20:30 若狭健康福祉センター	1 第 8 次福井県医療計画の策定について 2 地域医療構想に係る各医療機関の対応方針等について 3 公立病院経営強化プランの策定について 4 外来機能報告および紹介受診重点医療機関について	37 人

第2章 薬 事

ポイント

- ・ 小学校高学年以上の児童・生徒を対象に薬物乱用防止普及啓発活動を実施した。

1 薬事関係業務

(1) 医薬品および毒物劇物対策

管内の薬局、医薬品販売業および毒物劇物販売業等の状況は表1のとおりである。

これらの施設に対し「医薬品一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」の期間を中心に監視指導を行っている。

表1 薬事関係業務

(R6.4.1時点)

区分 市町名	薬 局	医 薬 品							医療機器			毒 物 劇 物				
		医薬品販売業				薬局 医薬品製造業	薬局 医薬品製造販売	医薬品製造業	医療 機器製造業	販売業		毒物 劇物製造業	販 売 業			業務上取扱者
		店 舗	薬 種 商	配 置	卸 売					高度 管理 医療機器	管理 医療機器		一 般	農業 用品目	特定 品目	
小 浜 市	12	12	-	-	1	2	2	2	-	15	77	-	10	3	1	-
高 浜 町	4	4	-	-	-	-	-	-	-	3	18	-	4	3	-	-
おおい町	2	3	-	-	-	-	-	-	-	1	10	-	0	2	-	-
若 狭 町	2	2	-	-	-	-	-	1	-	2	11	2	2	2	-	-
管 内	20	21	-	-	1	2	2	3	-	21	116	2	16	10	1	-
監視件数	6	7	-	-	-	-	-	9	-	4	-	-	5	-	-	-

※「管理医療機器販売業」には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第49条に規定される届出特例対象の業を含む。

(2) 献血状況

表2に示すとおり、管内合計での献血者数は受入予定数を下回ったが、県全体では、目標14,130人に対し15,479人と目標数を上回る結果となった。今後、少子高齢化が進むことから、より血液製剤需要の増大、献血者数の減少が予測されるため、若年層の献血率向上が重要な課題である。

表2 献血受入状況（移動献血車による献血受入人員数）

年度 区分 市町名	R4					R5				
	予定数	実 績				予定数	実 績			
		成分	400ml	200ml	計		成分	400ml	200ml	計
小浜市	644	-	632	37	669	644	-	640	30	670
高浜町	460	-	396	3	399	368	-	349	4	353
おおい町	460	-	479	3	552	368	-	364	2	366
若狭町	230	-	199	14	232	230	-	186	14	200
合 計	1,794	-	1,706	57	1,763	1,610	-	1,539	50	1,589
県 計	15,759	-	15,234	648	15,882	14,130	-	14,834	645	15,479

（３）薬物乱用防止対策

全国的に若年者による大麻事犯の増加など、一般住民、特に若者の薬物乱用が大きな社会問題となっており、住民に対し薬物乱用防止知識の普及徹底を図るため、薬物乱用防止指導員の協力も得て、啓発活動に取り組んだ。

また、小学校高学年以上の児童・生徒を対象として、薬物乱用の危険性を認識してもらうために、依頼のあった各学校において講習会を実施した。

表３ 令和５年度 薬物乱用防止指導教室（当センター開催分）

回	開催日	学校名	対象 学年	参加生徒・児童数
1	2023/6/21	福井県立若狭東高等学校	1, 2, 3	382 名
2	2023/7/12	おおい町立名田庄小学校	5, 6	29 名
3	2023/7/14	若狭町立三宅小学校	5, 6	27 名
4	2023/11/30	若狭町立鳥羽小学校	6	17 名
5	2023/12/4	小浜市小浜美郷小学校	6	53 名
6	2023/12/6	若狭町立野木小学校	6	10 名
7	2023/12/8	おおい町立大島小学校	5, 6	20 名
8	2024/1/16	小浜市立内外海小学校	6	10 名
9	2024/2/13	おおい町立佐分利小学校	6	18 名
			(計)	566 名

第 6 編 環境衛生

第 1 章 食品衛生

ポイント

- ・食品衛生法が改正され、令和 3 年 6 月から完全施行となった。そのため、令和 3 年 6 月以降に新規に営業許可を取得した施設、許可を更新した施設は改正食品衛生法に基づく許可となる。また営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出対象外業種を除いて届出が必要となった。（営業届出制度の創設）
- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立入りし、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

（1）営業許可を要する施設

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-1、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-2 のとおりである。旧食品衛生法第 52 条に基づく要許可 34 業種のうち、管内には 22 業種で許可施設数は 622 施設となっている。また、改正食品衛生法第 55 条の基づく要許可 32 業種のうち、管内には 19 業種で許可施設数は 777 施設となっている。令和 5 年度は 639 施設の監視指導を行った。

表 1-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R6.3.31 現在)

区分 業種		営業 施設数	営業許可 施設数		廃業 施設数	処分件数						告発件数		調査・ 監視 指導 施設 数
			継続	新規		営業 許可 取消 令	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改善 命令	物品 廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他	
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	137	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	49
	仕出し屋・弁当屋	59	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	33
	旅館	96	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	79
	その他	120	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	26
菓子(パンを含む)製造業		61	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	29
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		46	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	33
魚介類競り売り業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚肉練り製品製造業		2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食品の冷凍または冷蔵業		12	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
缶詰または瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
喫茶店営業		13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		9	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食肉処理業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食肉販売業		14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニン グ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
そうざい製造業		42	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	28
添加製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		633	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	313

表 1-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R6.3.31 現在)

業種	区分	営業 施設数	営業許可 施設数		廃業 施設数	処分件数						告発件数		調査・ 監視 指導 施設数
			継続	新規		営業 許可 取消 命令	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改命 善令	物品 廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他	
飲食店営業		553	-	199	17	-	-	-	-	-	-	-	-	195
調理の機能を有する自動販売機		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		11	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
魚介類販売業		34	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
魚介類競り売り業		4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業		71	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
アイスクリーム類製造業		5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業		28	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業		39	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業		4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業		16	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
密封包装食品業		4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食品の小分け業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		777	-	259	17	-	-	-	-	-	-	-	-	326

(2) 届出を要する食品関係施設

改正食品衛生法第57条の基づく届出業種のうち、管内の届出施設数は524施設となっている。
令和5年度は73施設の監視指導を行った。

届出を要する施設数は表2のとおりである。

表2 届出を要する食品関係営業施設

(R6.3.31 現在)

業種		区分	営業 施設数	処分件数						告発件数	監視 指導 施設数
				営業可 取消令	営業禁 止令	営業止 命	改善 命令	物品廃 棄命令	その他		
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	49	-	-	-	-	-	-	-	4	
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	48	-	-	-	-	-	-	-	10	
	乳類販売業	115	-	-	-	-	-	-	-	23	
	氷雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	64	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売業	弁当販売業	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
	野菜果物販売業	9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	米穀類販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通信販売・訪問販売による販売業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コンビニエンスストア	19	-	-	-	-	-	-	-	1	
	百貨店・総合スーパー	8	-	-	-	-	-	-	-	4	
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	22	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の食料・飲料販売業	65	-	-	-	-	-	-	-	9	
製造・加工業	添加物製造・加工業(法13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	8	-	-	-	-	-	-	-	1	
	農産保存食料品製造・加工業	6	-	-	-	-	-	-	-	1	
	調味料製造・加工業	4	-	-	-	-	-	-	-	1	
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	精穀・製粉製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製茶業	7	-	-	-	-	-	-	-	1	
	海藻製造・加工業	5	-	-	-	-	-	-	-	3	
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の食料品製造・加工業	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条の第3項において準用されるものを含む。)	行商	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	集団給食施設	37	-	-	-	-	-	-	-	15	
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具、容器包装の製造、加工に限る。)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		524	-	-	-	-	-	-	-	73	

（３）福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表３のとおりである。

なお、令和３年６月の法改正により、福井県食品衛生条例による営業許可のうち、魚介類加工業、漬物製造業は、令和６年５月末までに新法による許可を取得することになっている。

表３ 食品衛生条例に基づく営業許可 (R6.3.31 現在)

業 種	施設数	継続 許可数	新規 許可数	廃業 施設数
許 可	魚介類加工業	19	-	2
	漬物製造業	8	-	-

２ 食中毒発生状況

食中毒発生状況は表４のとおりである。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発生件数	1	2	1	1	0	1	1	1	3	0
患者数 (人)	4	3	5	1	0	4	1	10	27	0

３ 衛生教育実施状況

講習会の内容は、食中毒発生状況、ウイルス性および細菌性食中毒の予防、異物混入対策、HACCP に沿った衛生管理、食品衛生法の改正等である。

令和５年度に実施した衛生講習会の実施状況は以下のとおりである。

旅館営業者への食品衛生講習会５回、182人

移動販売業者への食品衛生講習会１回、２人

食品営業関係者への衛生指導１回、２人

食品関係の組合、地域の組合団体等への食品衛生講習会６回、90人

食品衛生責任者対象講習会４回、548人

研修生、学生への衛生講習会７回、38人

その他食品関係事業者への衛生講習会４回、92人

４ ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数

従来のふぐ処理者の認定基準は各都道府県でばらばらであったが、2019年に認定基準の全国統一化が行われた。そのため、今後もふぐ処理を営む場合、既存のふぐ処理登録者は令和７年３月31日までに新たにふぐ処理師免許を取得することが求められるようになった。そこで、既存のふぐ処理登録者を対象に認定講習会の案内を行い、ふぐ処理師への切り替えを行った。

表５ 管内ふぐ処理施設およびふぐ処理師数 (R6.3.31 現在)

市 町 名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理師数
小 浜 市	81	115
高 浜 町	37	44
おおい町	12	11
若 狭 町	4	9
合 計	134	179

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師、製菓衛生師の登録者数は、令和元年度と比べて減少した。R4年度から調理師試験については公益社団法人調理技術技能センターに委任されたため、受験者数・合格者数の把握をしておりません。

表6 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況

(各年度末現在)

年度 区 分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録者	調理師	45	31	33	38	16	39	26	24	24	20
	製菓衛生師	2	6	4	3	2	3	1	1	3	6
同上累計	調理師	5,622	5,653	5,686	5,724	5,740	5,779	5,805	5,829	5,853	5,876
	製菓衛生師	206	212	216	219	221	224	225	226	229	233
受験者数	調理師	25	30	38	24	22	22	21	21	－	－
	製菓衛生師	3	8	2	3	3	3	1	4	3	5
合格者数	調理師	21	17	19	15	11	12	10	13	－	－
	製菓衛生師	1	4	1	1	1	1	0	0	3	5

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表7のとおりである。

表7 令和4年度 食品等の収去検査状況

品目		検体数	検査項目		不適合数		
			理化学検査	細菌等検査	食品衛生法	食品表示法	衛生規範指導基準
魚介類		13	10	6	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	2	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）		3	3	1	1	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		3	2	3	0	0	0
乳製品		1	0	1	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		3	1	2	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		22	19	3	0	0	0
菓子類		19	5	14	0	0	0
清涼飲料水		1	1	1	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0
氷雪		1	0	1	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品		1	0	1	0	0	0
その他の食品		31	1	31	0	0	0
添加物及びその製剤		0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		15	15	0	0	0	0
おもちゃ		0	1	0	0	0	0
計		117	58	48	0	0	0

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

管内にある第一種動物取扱業の13施設（17業種）に立入検査を実施している。

なお、平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は動物愛護センターが実施することとなった。

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターでは、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき狂犬病予防関係業務を実施している。

表1 動物愛護関係業務・狂犬病予防関係業務の状況（各年度末現在）

年度 区分		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
犬の登録	小浜市	101	71	56	71	47	33	64	45	59
	高浜町	29	32	27	27	25	31	28	30	23
	おおい町	33	23	26	21	20	23	17	24	14
	合計	163	126	109	119	92	87	109	99	96
予防注射	小浜市	874	869	836	785	744	676	687	670	651
	高浜町	418	355	347	336	309	313	312	310	287
	おおい町	392	293	296	279	279	278	257	258	241
	合計	1,684	1,517	1,479	1,400	1,332	1,267	1,256	1,238	1,179

※若狭町（旧上中町）は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

表2 動物取扱業登録施設数（令和5年度末）

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
4	10	0	2	1	13

表3 特定動物飼養許可施設数（令和5年度末）

施設数	特定動物の種類	頭数
1	レプタイルス・セルヴァル（サーバル）	1

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、簡易宿所が増加傾向でありその他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れており、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。観光客の減少や営業者の高齢化等によって旅館・ホテルの施設数は年々減少傾向にある一方で、一棟貸しの簡易宿所が増加している。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、目立った変化はない。

表1 生活衛生営業施設数

(R6. 3. 31 現在)

区 分 業種別		市町別営業施設数					令和5年度状況		
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
	理容所	39	9	9	6	63	1	－	59
	美容所	77	25	12	13	127	2	1	2
	クリーニング所 (洗濯所)	4	2	2	1	9	－	－	－
	クリーニング所 (取次所)	12	3	2	3	20	－	－	－
	公衆浴場	1	1	5	3	10	－	－	4
	興行場	2	2	3	1	8	1	1	3
旅館業法	旅館・ホテル	75	104	52	6	237	3	4	135
	簡易宿所	26	25	31	14	96	8	－	20
	下宿	－	－	1	－	1	－	－	－
	特例旅館	2	21	－	－	23	23	23	23
	小計	103	150	84	20	357	34	27	178

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約7割を占めている。

産業廃棄物処分業者については、建設系廃棄物のリサイクルを行う破砕業者が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (R6. 3. 31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)		64	139	203	18	-	18
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)		6	-	6	7	-	7
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	20	24	2	-	2
合 計		74	159	233	27	-	27

※特別管理産業廃棄物 : 爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (R6. 3. 31現在)

業種	区分	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業		14	27
特別管理産業廃棄物処分業		0	0
合 計		14	27

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には7施設が設置されている。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種別	年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	備 考
汚泥の脱水処理施設		2	2	2	1	1	1	1	移動式施設
木くずの破砕施設		1	1	1	1	1	1	1	
がれき類の破砕施設		4	4	4	4	4	4	4	
安定型最終処分場		1	1	1	1	1	1	1	
合 計		8	8	8	7	7	7	7	

(3) 廃棄物の不適正処理防止

重点監視区域を定め、当センター、市町、警察等で構成する「若狭地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」で関係機関と連携するとともに、合同パトロールや休日・夜間パトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする場合には登録が、解体、破碎を行おうとする場合には許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表5に示すとおりである。

表5 登録・許可業者数と立入検査数 (R6.3.31現在)

種別 \ 区分	業 者 数	立入検査数
破 碎 業	2	2
解 体 業	3	4
フロン類回収業	6	4
引 取 業	10	4
合 計	21	14

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）に基づき、毎年6月30日までに前年度の保管および処分の状況等について届け出る必要があり、管内の21事業所について届出書が提出されている。

また、県内の高濃度PCB廃棄物は、政府が定めるPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所で処分する必要がある。

なお、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等で処分する必要がある

処分期限

高濃度 変圧器・コンデンサー(3kg以上)・PCB油：令和4年3月31日
安定器・小型電気機器(3kg未満)・汚染物等：令和5年3月31日
低濃度 令和9年3月31日

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表6のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

なお、高浜町および若狭町では、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表6 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況 (R6.3.31現在)

市町名 \ 区分	浄化槽数	内 合 併 浄化槽数	届 出 件 数	廃 止 件 数	7 条 検 査 実 施 状 況 (設置後の水質検査)	11 条 検 査 実 施 状 況 (定期検査)	浄 化 槽 工 事 登 録 数	浄 化 槽 保 守 点 検 登 録 業 数
小 浜 市	589	337	5	11	5	377	7	1
高 浜 町	-	-	-	-	-	-	8	2
お お い 町	179	153	1	0	1	131	2	1
若 狭 町	-	-	-	-	-	-	4	0
合 計	768	490	6	11	6	508	21(県外4)	4(県外1)

6 飲料水

管内の水道施設数は表 7 のとおりである。

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表 7 水道施設数

(R6. 3. 31 現在)

市町名 \ 区分	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水 供給施設	簡易専用水道
小 浜 市	1	14	－	3	－
高 浜 町	1	4	1	2	12
お お い 町	0	5	2	4	9
若 狭 町	1	1	0	0	9

7 その他（特定建築物、墓地等、温泉）

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は 33 施設ある。

なお、小浜市、おおい町および若狭町の墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は権限が移譲されている。

表 8 特定建築物等施設数

(R6. 3. 31 現在)

市町名 \ 区分	特定建築物	建築物衛生管理業 登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小 浜 市	12	2	－	－	－	－
高 浜 町	9	7	2	107	0	1
お お い 町	9	1	－	－	－	2
若 狭 町	3	0	－	－	－	－
合 計	33	10	2	107	0	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内の水質汚濁防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出事業場数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・令和5年度は、地下水継続監視地点のうち3地点において環境基準を超過しており、その他の調査結果はいずれも環境基準に適合していた。
- ・令和5年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は、廃棄物不法投棄等に関するものであった。

1 公害防止関係法令届出状況

届出施設の設置工場・事業場は小浜市に多く、管内の約60%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設設置届出等の事務は各町に権限移譲されている。

表1 公害防止関係法令届出施設 設置工場・事業場数（令和5年度末）

法 令	種 類	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	合計
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙発生施設	13	5	4	6	28
	一般粉じん発生施設	4	－	－	－	4
	水銀排出施設	1	1	0	0	2
水 質 汚 濁 防 止 法	特定施設	245	70	47	36	398
ダ イ オ キ シ ン 類 対 策 特 別 措 置 法	特定施設	1	3	0	4	8
福井県公害防止条例	特定施設	3	3	0	1	7

（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に基づく通知施設を除く。）

2 環境調査、行政検査実施状況

福井県では毎年度、「地下水の水質の測定に関する計画」に基づく水質検査を行っている。令和5年度は表2-1のとおり、管内の4地点で地下水環境基準項目等を対象とした概況調査を実施したところ、環境基準以下で砒素およびテトラクロロエチレンが検出されたため、当該地点周辺で追加調査を実施したが、いずれの地点も環境基準に適合していた。過去の調査で汚染やそのおそれが判明した地点については継続監視調査を実施しており、令和5年度は3地点で環境基準を超過していた。

また、福井県では毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施しており、令和5年度の管内での調査地点は表2-2のとおりである。

届出のあった工場・事業場・作業現場については、表2-3のとおり必要に応じて立入検査を実施している他、行政検査により、排ガス・排水等の基準適合状況を確認している。

表 2-1 地下水調査結果（令和 5 年度）

調査区分	市町村	地点名	基準超過 地点数 (注)	検査項目
概況調査	小浜市	小浜住吉	0/1	地下水環境基準項目
		城内 2 丁目	0/1	地下水環境基準項目
	おおい町	大島	0/1	地下水環境基準項目
	若狭町	井ノ口	0/1	地下水環境基準項目
汚染井戸 周辺地区調査	小浜市	小浜住吉	0/7	砒素、揮発性有機化合物
継続監視調査	小浜市	下竹原	0/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		駅前町	0/1	1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
	高浜町	菌部	1/1	砒素
		東三松	1/1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		立石	1/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注：環境基準超過地点数／調査地点数

表 2-2 ダイオキシン類環境調査結果（令和 5 年度）

調査区分	市町村	採水地点	調査対象施設	基準適 否
大気	高浜町	和田	若狭広域行政事務組合 広域語彙処理施設	適
地下水	小浜市	深谷	小浜市リサイクルプラザ	適
	おおい町	大島	おおい町えこあいランド	適

表 2-3 公害防止関係法令届出施設への立入検査数および行政検査数（令和 5 年度）

法令		立入検査数	行政検査数	基準適否	そ の 他
大気汚染防止法	ばい煙 発生施設	7	0	－	
	一般粉じん 発生施設	1	0	－	
	特定粉じん 排出等作業	4	0	－	
	水銀排出施設	1	0	－	
水質汚濁防止法		16	8	適	
ダイオキシン類 対策特別措置法		7	1	適	

3 公害苦情

令和 5 年度における公害苦情件数は表 3 のとおりであり、主に廃棄物不法投棄に関する苦情であった。

表 3 公害苦情件数（令和 5 年度）

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件 数	1	1	4
備 考			不法投棄 等

第7編 地域活動の支援

第1章 研 修

ポイント

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応により関係職員の資質向上を目的とした研修事業や研究会等は縮小および中止となったが、地域包括支援センター連絡会や臨床医師研修、看護系大学の公衆衛生看護学実習等は、感染防止対策を徹底しながら受け入れを行った。

1 地域保健福祉環境関係職員研修事業

地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、地域保健・福祉環境関係職員の資質の向上を図ることを目的に、嶺南地域で研修を企画・実施している。（表1）

研修に関して、実施計画の策定、実施および評価についての検討を行うために、嶺南地域で企画検討委員会を開催し、企画・実施している。

表1 研修実施状況

回	第1回	第2回	第3回
テーマ	「災害時の備え～住民の行動変容を促す働きかけについて考える～」	「現場に活用できるナッジ Part1」	「現場に活用できるナッジ Part2」
対象	県および市町の保健・福祉・環境・防災等の職員	県および市町の保健・福祉・環境等の職員	県および市町の保健・福祉・環境等の職員
実施日	令和5年11月30日(木)	令和5年12月19日(火)	令和6年1月17日(水)
会場	三方青年の家	三方青年の家	三方青年の家
内容	①講義 ・災害時における心理状態と行動変容 ・行政と住民間のコミュニケーションギャップ ②グループワーク ・効果的な働きかけや広報に繋げるための課題や対策について考えてみよう	①講義 ・ナッジとは ・事業企画 ②グループワーク ・事前提出した事例からスラッジ探し ③質疑応答 ④次回までの課題 ・住民へのインタビュー ・インタビューを踏まえて事例の修正	①グループワーク ・事前提出した事例からスラッジ探し ②発表 ・「before」と「After」で最も変化があった代表者4名が発表 ・講師からのコメント
参加数	17名	26名	24名

2 若狭地域保健研究会

地域において活動している保健等関係職員が、住民の健康増進を図るための総合的な保健対策が展開できるよう、関係職員による地域課題の研究、相互の研修、情報交換を実施している。（表1）

表 1 若狭地域保健研究会開催状況

実施日	内容	参加数
令和 5 年 5 月 22 日（月）	・若狭地域保健研究会について ・保健所長からの応援メッセージ 「行政で働く保健担当職員に期待すること、しないこと」 ・グループワーク ・今年度の計画について	16 名
令和 5 年 7 月 24 日（月）	ポピュレーションアプローチを考える part1 ～美浜町げんげん運動から～	22 名
令和 5 年 9 月 11 日（月）	ポピュレーションアプローチを考える part2 ～健康増進計画改定に向けて～	20 名
令和 5 年 12 月 4 日（月）	新型コロナウイルス感染症の振り返り	18 名
令和 6 年 1 月 22 日（月）	ポピュレーションアプローチを考える part3 ～健康増進計画改定の評価	30 名
令和 6 年 3 月 25 日（月）	・年度実績まとめ ・次年度計画について	書面 開催

第2章 介護保険

1 介護保険制度の現状

管内の要支援・要介護認定者は以下のとおりである。(表1)

表1 要支援・要介護認定者数 (令和5年9月末時点) (単位:人)

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
小浜市	R元	62	184	214	461	358	265	167	1,711
	R2	77	194	273	413	296	296	165	1,714
	R3	78	202	277	419	301	302	170	1,749
	R4	58	185	224	406	306	323	183	1,685
	R5	81	200	230	427	338	311	176	1,763
高浜町	R元	46	100	86	128	90	93	61	604
	R2	36	105	76	119	104	89	45	574
	R3	36	106	76	120	105	90	48	581
	R4	33	103	73	134	107	86	38	574
	R5	39	115	59	118	112	101	37	581
おおい町	R元	24	64	69	104	89	57	55	462
	R2	29	79	78	102	81	66	52	487
	R3	29	79	79	102	84	66	53	492
	R4	30	87	83	97	81	61	35	474
	R5	41	88	75	95	71	61	34	465
若狭町*	R元	31	149	142	240	195	127	92	976
	R2	43	141	143	218	170	164	93	972
	R3	43	147	143	219	176	167	97	992
	R4	55	145	157	196	153	163	88	957
	R5	92	118	154	200	141	136	94	935
管内	R元	163	497	511	933	732	542	375	3,753
	R2	185	519	570	852	651	615	355	3,747
	R3	186	534	575	860	666	625	368	3,814
	R4	178	527	542	839	653	639	349	3,727
	R5	253	521	518	840	662	609	341	3,744
県内	R元	3,303	5,199	8,191	8,265	6,332	6,109	4,088	41,487
	R2	3,457	5,212	8,419	7,862	6,240	6,062	3,870	41,122
	R3	3,510	5,327	8,498	8,011	6,337	6,136	3,953	41,772
	R4	2,913	4,825	6,689	7,037	5,637	5,065	3,393	35,559
	R5	4,205	5,399	8,222	7,686	6,436	6,092	3,983	42,023

【出典】厚生労働省 HP 介護保険事業状況報告 月報 (暫定版)

注1) 各年度末の状況である。

注2) *旧三方町を含む。

2 地域包括支援センター連絡会

各市町の地域包括支援センター業務の充実・強化を図ることを目的に、管内の地域包括支援センターの情報交換や勉強会の場として、平成 22 年 10 月から地域包括支援センター連絡会（管内市町と美浜町が参加）を 2 か月に 1 回開催している。（表 2）

表 2 令和 5 年度地域包括支援センター連絡会実施状況

	開催日・場所	内 容	担 当	参加数
第 1 回	令和 5 年 4 月 19 日(水) 若狭健康福祉センター	顔合わせ、年間計画作成、グループに分かれて情報交換会	当 センター	13 人
第 2 回	6 月 21 日 (水) 同上	成年後見センターについて	高浜町	13 人
第 3 回	8 月 16 日 (水) 同上	地域ケア会議（地域ケア推進会議）の進め方について ～個の事例課題から地域の課題へ～	おおい町	11 人
第 4 回	10 月 23 日 (月) 同上	介護保険事業計画について 職種ごとの情報交換会 職種：管理職	美浜町	14 人
第 5 回	12 月 20 日 (水) 同上	生活支援コーディネーター意見交換会	若狭町	11 人
第 6 回	令和 6 年 2 月 21 日(水) 同上	今年度の評価と次年度計画	小浜市	9 人

3 介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援

介護保険制度の推進を図るために、各市町や機関への支援を実施している。

（１）地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会への支援

小浜市地域包括支援センターが開催する会議に委員として参加。

（２）高齢者の権利擁護支援体制整備事業

各市町の高齢者虐待防止ネットワーク会議に委員として参加。

（３）地域包括リハケアシステム推進事業

連絡調整会議を 1 回開催。（表 3）

表 3 地域包括リハケアシステム推進事業 連絡調整会議実施状況

開催日	内 容	参加数
令和 5 年 9 月 1 日(金) オンライン会議	令和 4 年度の実績、令和 5 年度の計画	27 人

（４）令和 5 年度医療と介護の連携に関するアンケート実施

（５）退院支援ルール策定に関する病院・ケアマネジャー会議の開催等

令和 2 年度から令和 5 年度は開催なし。

第3章 臨床医師研修

当センターでは、杉田玄白記念公立小浜病院の医師卒後臨床研修プログラムによる「地域保健・医療研修」を受入れている。(表1)

表1 臨床医師研修 受入れ状況

期 間	人数
令和5年5月28日～5月12日	1人
令和5年5月29日～6月2日	1人

第4章 看護系大学の公衆衛生看護学実習等

平成29年から、敦賀市立看護大学の公衆衛生看護学実習の学生を受入れている。(表2)

表2 敦賀市立看護大学 公衆衛生看護学実習 受入れ状況

期 間	人数
令和5年5月8日～5月19日	3人
令和5年6月12日～6月23日	3人

また、令和2年度からは、西大和学園大和大学 保健医療学部看護学科（大阪府）の公衆衛生看護学総論実習の学生を受入れている。(表3)

表3 大和大学看護学科 公衆衛生看護学総論実習 受入れ状況

期 間	人数
令和5年9月26日～9月29日	5人

第5章 医学生の臨床実習

令和3年度から福井大学医学部医学科の地域包括ケア実習の学生を受入れている。(表4)

表4 福井大学医学科 地域包括ケア実習 受入れ状況

期 間	人数
令和5年7月4日～7日 10:00～15:00	20人

第6章 栄養士の臨床実習

近畿圏の大学および仁愛大学の公衆栄養学臨地実習の学生を受け入れている。(表5)

表5 栄養学生 受入れ状況

期 間	大学名	人数
令和5年9月11日～13日 令和5年9月20日～21日	仁愛大学	1人

第 8 編 健康危機管理

第 1 章 健康危機管理対策

ポイント

- ・健康危機に迅速かつ適切に対応するため、所内の健康危機管理体制の整備および人材育成のための研修や訓練を実施している。

1 健康危機管理対策の現状

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。平成23年の東日本大震災以降、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の制度化に関する検討がなされ、平成29年7月5日厚生労働省の通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について」では保健所において保健医療活動チームの指揮又は調整等の実施、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことが示された。

福井県では、健康危機に迅速かつ適切に対応するため、平成17年5月に「福井県健康危機管理対応要領」、災害時の対応については、平成26年3月に「福井県災害時健康福祉センター活動指針」策定された。

当センターでは、平成26年4月に「若狭健康福祉センター健康危機管理対応要領」、「災害時若狭健康福祉センター対応要領」を作成した。平成30年度には所内に健康危機管理委員会の設置、災害直後に参集した職員誰もが、当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成した。また、新型コロナウイルス感染症対策では、相談対応、積極的疫学調査、感染予防の普及・啓発、地域の感染状況の把握・分析等の業務を行い、管内における医療・療養体制の確保および感染拡大防止対策を実施した。

また、健康危機発生時に住民の健康被害を最小限に抑えるための役割が果たせるよう、毎年、健康危機管理体制の整備および所内研修や訓練等を行っている。（表1）

表 1 令和 5 年度所内研修および訓練等実施状況

種別	月日	内容
所内研修	令和5年 5月9日	○患者搬送車両（エボラ車）の操作 ・車両の操作方法の実習
	令和5年 6月21日 6月28日	○災害時の対応について ・職員参集、安否確認、非常用発電機の取扱い ・健康危機管理事象の理解
	令和5年 9月27日 10月3日	○災害時アクションカードの検証
	令和5年 12月15日	○EMIS 代行入力の実演



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

〒917-0073 福井県小浜市四谷町 3-10
TEL (0770) 52-1300 FAX (0770) 52-1058
Eメール w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp